

甲斐市第2期自殺防止対策計画

いのち支える甲斐市

～ひとが、まちが、やさしさが～

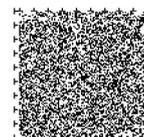
令和6年度～令和10年度



令和6年3月



甲斐市



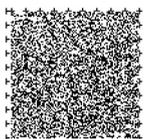
音声コード Uni-Voice

【計画副題】

いのち支える甲斐市
～ひとが、まちが、やさしさが～

本市の自殺防止対策に取り組む姿勢や計画の趣旨等を
広く市民に理解してもらえるよう甲斐市自殺防止対策協議会において
考案した前計画の副題を継承しています。

この計画書の各ページには、音声コードを印刷しています。このコードに、文字情報が組み込まれており、専用の読み上げ機械やスマートフォンのアプリ（Uni-Voice アプリ、Uni-Voice Blind アプリ）を使うと、紙面の内容を音声で聞くことができます。



はじめに

我が国の自殺者数は、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されるようになったことで、近年減少傾向にあります。依然として毎年2万人を超える尊い命が失われている状況にあります。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因が複合して起こると言われており、その多くが追い込まれた末の死であります。

また、自殺は、特定の人の問題ではなく、誰にも起こりうる問題であることから、自殺防止対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やすための取組が必要です。

本市では、平成31年3月に自殺防止対策の取組を全庁的に展開し、総合的に推進するため、「いのち支える甲斐市～ひとが、まちが、やさしさが～」を副題とした『甲斐市自殺防止対策計画』を策定し、自殺対策を推進してまいりました。

この度、令和5年度末で計画期間が終了することに伴い、これまでの取組結果や自殺対策基本法の改正を踏まえ、前計画の課題を検証し「甲斐市第2期自殺防止対策計画」を策定いたしました。

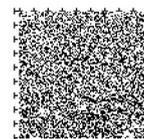
今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関との連携をさらに強化するとともに、市民の皆様と一体となった取組を展開して参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました甲斐市自殺防止対策協議会の委員の皆様をはじめ、市議会や関係機関、また、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

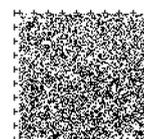
甲斐市長

保坂 武



目次

第1章	自殺防止対策計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画策定の位置づけ	3
4	計画策定の体制	4
5	SDGsとの関係	5
第2章	甲斐市における自殺の現状	6
1	自殺の現状分析方法	6
2	自殺者数と自殺死亡率の推移	7
3	自殺死亡率と交通事故死亡率の比較	8
4	性別・年代別の自殺死亡率の比較	9
5	性別、同居の有無による自殺者割合の比較	10
6	自殺者特性の整理	11
7	手段別の自殺者割合	17
8	事業所・従業者の規模別割合	18
9	データによる現状のまとめ	19
10	自殺防止対策に関する市民意識調査の結果	21
11	前計画の振り返りと課題	37
第3章	自殺防止対策の基本的な考え方と取組	41
1	計画の期間	41
2	計画の数値目標	42
3	計画の基本方針	43
4	自殺防止対策施策の体系	46
5	3つの「重点施策」	47
6	5つの「基本施策」	56
7	生きる支援関連施策	68



第4章 自殺防止対策の推進体制.....85

- 1 推進体制..... 85
- 2 計画の進捗管理と関連計画等との連携..... 86

第5章 資料編.....87

- 1 甲斐市自殺防止対策計画策定経過..... 87
- 2 計画策定に係る条例..... 89
- 3 計画策定に係る要綱..... 91
- 4 甲斐市自殺防止対策協議会委員名簿..... 92
- 5 相談先一覧..... 93



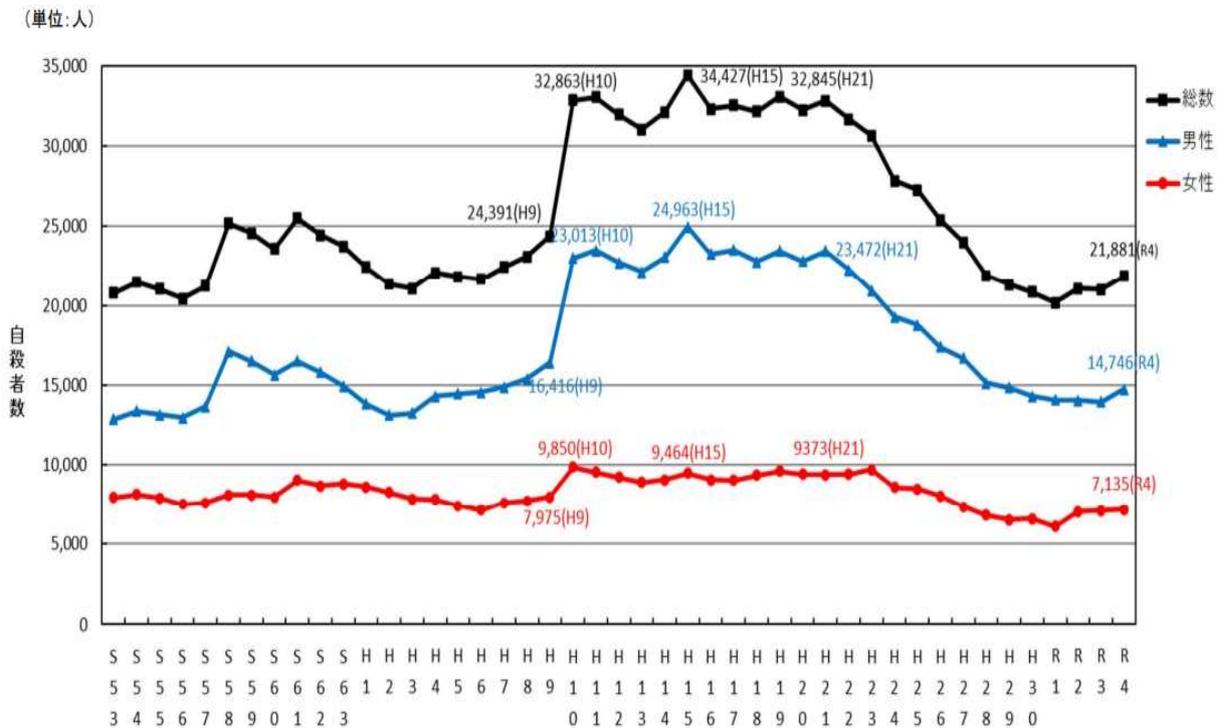
第1章 自殺防止対策計画の概要

1 計画策定の背景

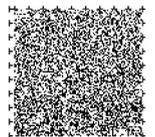
平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識され、自殺防止に係る対策が講じられるようになりました。以降、自殺者数は減少傾向となっていますが、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、未だに主要先進7か国の中で最も高い状況にあります。中でも若年層の「自殺死亡率」と「交通事故死亡率」を比較すると、自殺が交通事故を上回っているのは日本だけで、平成29年版の自殺対策白書では「若い世代の自殺は深刻な状況にある」とされています。

このような状況下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を基本理念とし、自殺対策基本法が平成28年に改正され、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する様々な支援を受けることができるよう、すべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

図1 自殺者数の年次推移（全国）



出典：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成



2 計画策定の趣旨

平成 28 年に改正された自殺対策基本法の第 13 条第 2 項において、「市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。これは、改正前から自殺対策基本法において、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」との旨が規定されていたものを、より具体化する意味で新たに定められたものです。

自殺対策には地域差があり、住んでいる地方公共団体によって自殺対策に関する支援を受けられる人とそうでない人の差が生じているといわれています。そのため、自殺対策に関する地域間格差を是正し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるようにすることが求められます。

また、地方公共団体における地域の実情を勘案した自殺対策の策定・実施を更に推進することにより、自殺対策の実効性を一層高めていくことが期待されています。

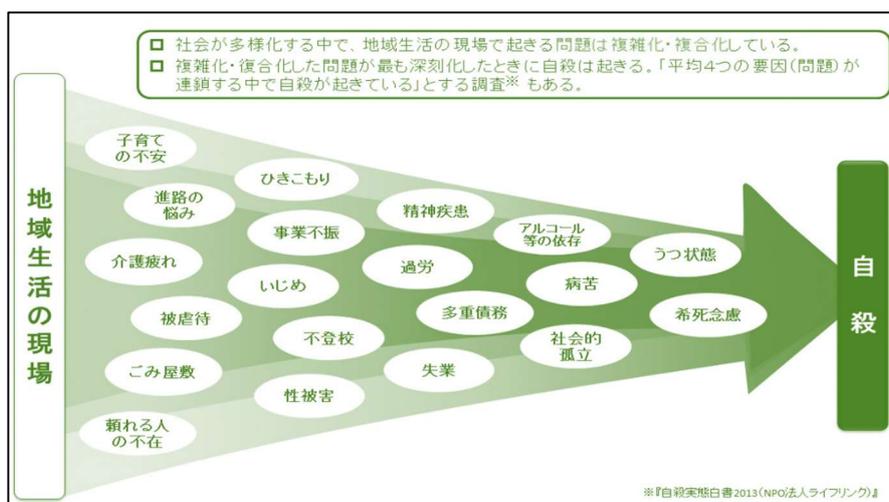
こうした方針を踏まえつつ、本市では全庁的な取組として総合的に自殺防止対策を推進するため、自殺対策基本法の理念にのっとり、平成 30 年度に「甲斐市自殺防止対策計画」（令和元年度～令和 5 年度）を策定しました。

今年度は前計画策定から 5 年目にあたる最終年度であり、本市の自殺防止のこれまでの取組の現状などを踏まえたうえで、さらなる自殺防止の推進に取り組むために「甲斐市第 2 期自殺防止対策計画」（以下、本計画）を策定しました。

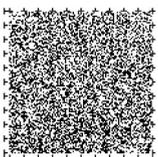
■ 自殺対策基本法 第 13 条第 2 項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

図 2 自殺の危機要因イメージ図

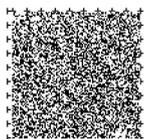
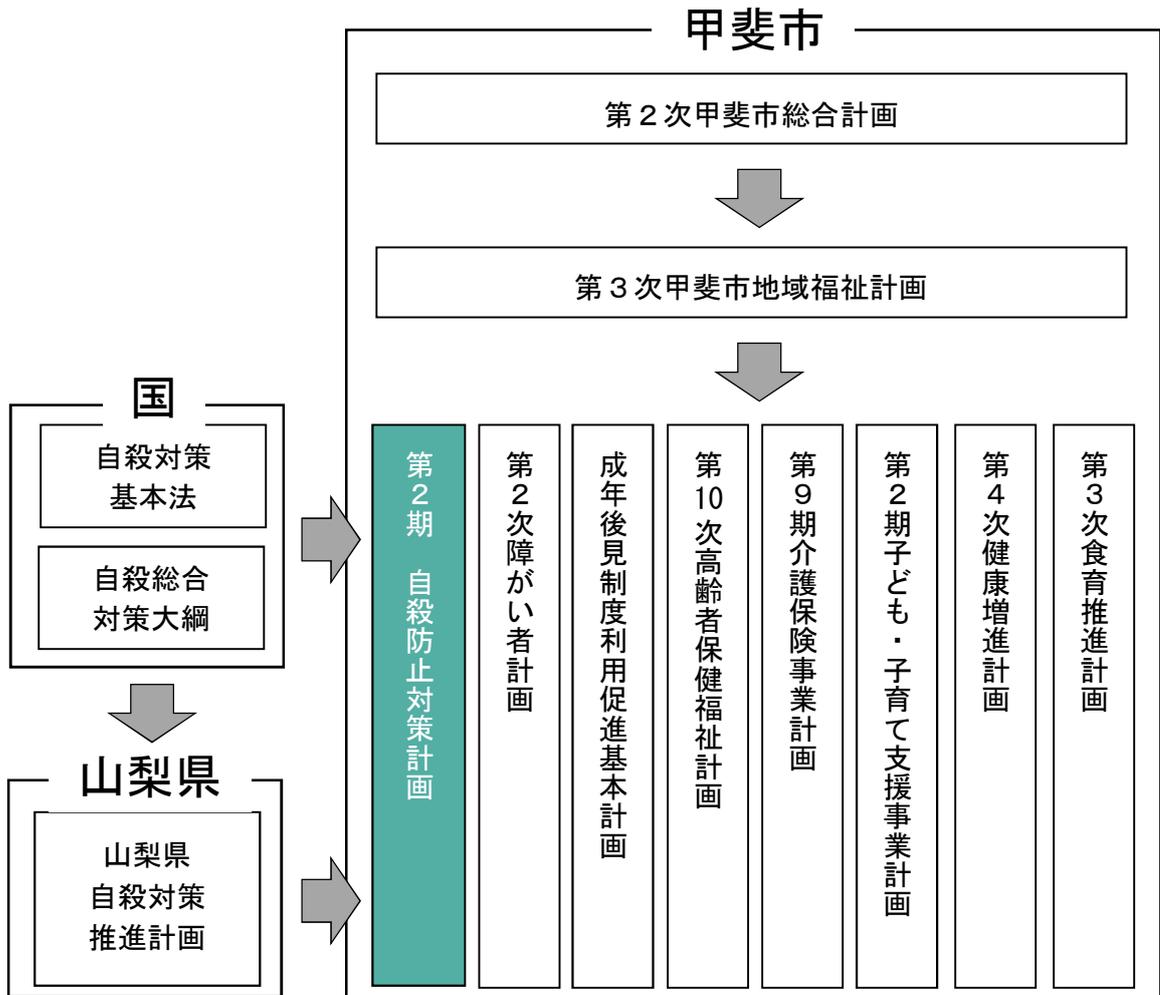


出典：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書 2013」



3 計画策定の位置づけ

本計画は、第2次甲斐市総合計画、第3次甲斐市地域福祉計画の個別計画として位置づけられます。両計画の理念を継承しながら、他の個別計画や国・県の関連計画と整合を取りながら策定されています。

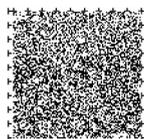
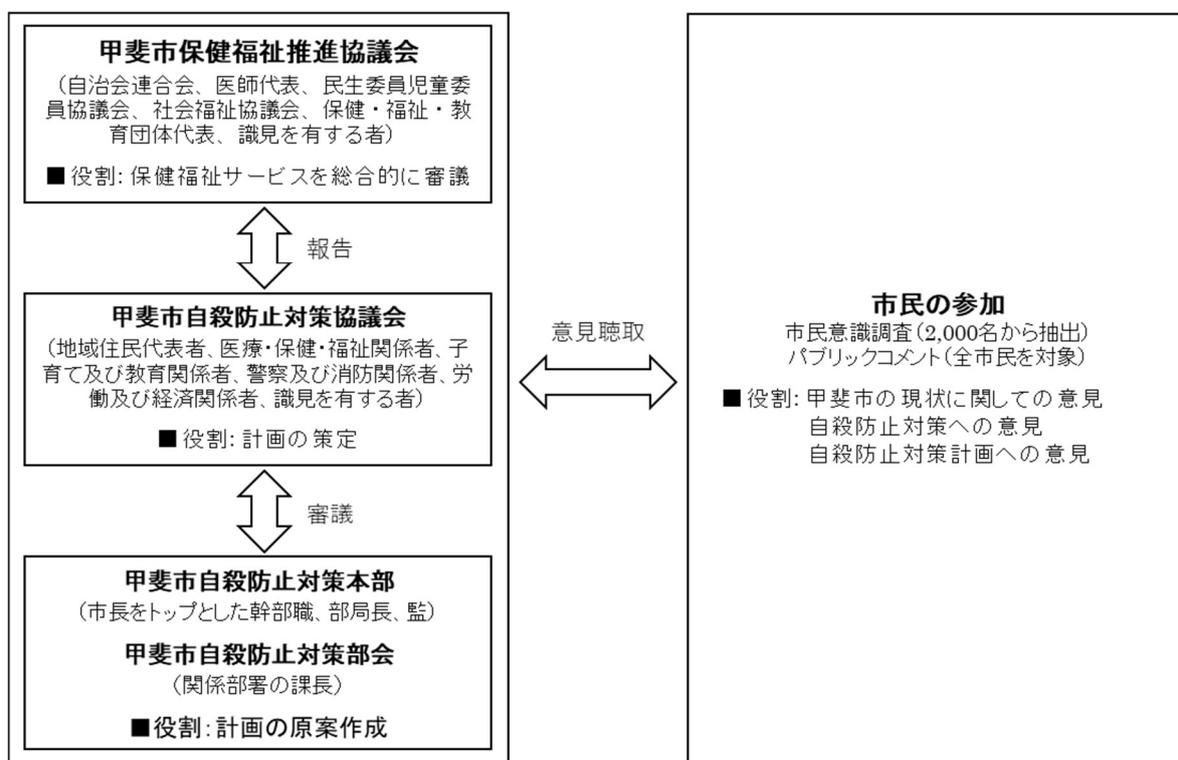


4 計画策定の体制

自殺対策は、家庭、職場、学校、地域など地域社会全般に関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者が連携・協力することが重要です。

本市では、「甲斐市自殺防止対策本部」及び「甲斐市自殺防止対策部会」で、本計画の原案及び内容の検討を行うとともに、「甲斐市自殺防止対策協議会」及び「甲斐市保健福祉推進協議会」において、関係機関、学識経験者等から幅広く意見を求め、審議した内容を計画に反映させています。

また、策定にあたっては市民の自殺対策等における意識や関心についての市民意識調査を行うとともに、広く市民の意見を反映していくためにパブリックコメントを実施しています。

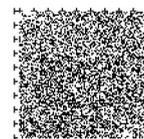


5 SDGsとの関係

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人として取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標であるSDGs（エス・ディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、自殺対策も、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

本計画においても、SDGsのゴールとの関連性を踏まえて各施策を推進します。



第2章 甲斐市における自殺の現状

1 自殺の現状分析方法

自殺の統計データには、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」があります。甲斐市の自殺の現状の分析にあたっては、警察庁の「自殺統計」を使用し、自殺者数と自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数、以下「自殺死亡率（人）」で表記）を算出しています。なお、「人口動態統計」と「自殺統計」には、次のような違いがあります。

（1）調査対象について

厚生労働省の人口動態統計は、日本人を対象としています。警察庁の自殺統計は、総人口（外国人も含む）を対象としています。

（2）事務手続について

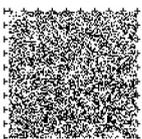
厚生労働省の人口動態統計は、自殺・他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理をしており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正がない場合は自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上しています。

（3）項目の相違について

警察庁の自殺統計は、「職業別」、「原因・動機別」などの項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計には、それらの項目はありません。

なお、本章で掲載した図3～19及び表1～5は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- 図3、5、6：警察庁「自殺統計」、総務省「住民基本台帳」
- 図4：厚生労働省「人口動態統計」
- 図7～17、表1～5：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」
- 図18、19：経済産業省「経済センサス-活動調査」(2021)

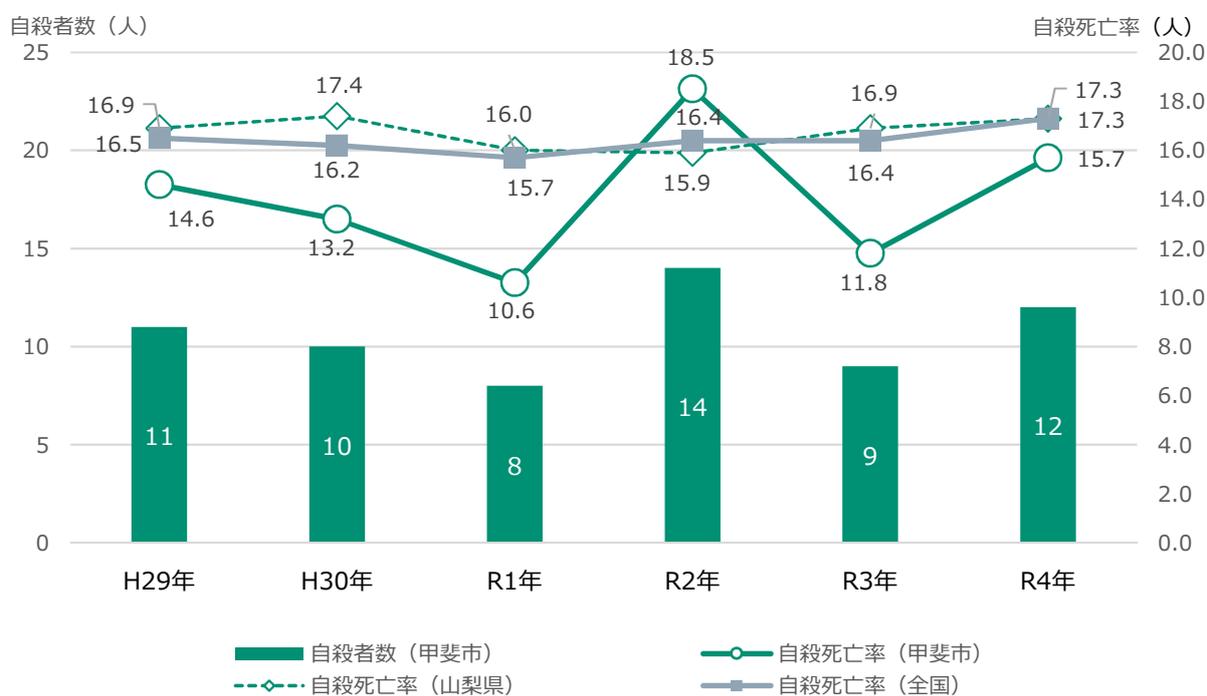


2 自殺者数と自殺死亡率の推移

甲斐市の自殺者数は、平成29年から令和4年の間、8人から14人と変動しています。最も多かったのは、令和2年の14人で、最も少なかったのは令和元年の8人です。

自殺死亡率でみると、全国、山梨県ともに大きな変動がない中、甲斐市は増減を繰り返しています。直近の令和4年では、全国・山梨県共に17.3、甲斐市15.7で自殺死亡率はやや低いレベルとなっていますが、平成29年から令和4年の6年間の平均の自殺死亡率は、全国16.4、山梨県16.7、甲斐市14.1となっています。

図3 自殺者数と自殺死亡率の推移（住居地）（平成29～令和4年）

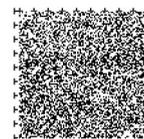


自殺者数 (人)、自殺死亡率 (人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者数 (甲斐市)	11	10	8	14	9	12
自殺死亡率 (甲斐市)	14.6	13.2	10.6	18.5	11.8	15.7
自殺死亡率 (山梨県)	16.9	17.4	16.0	15.9	16.9	17.3
自殺死亡率 (全国)	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
人口 (甲斐市)	75,373	75,545	75,771	75,843	76,038	76,343
人口 (山梨県)	844,717	838,823	832,769	826,579	821,094	816,340
人口 (全国)	127,907,086	127,707,259	127,443,563	127,138,033	126,654,244	125,927,902

※ 自殺死亡率を算出するために用いた母数の人口は、市・県・全国の住民基本台帳のデータを使用しています（各年1月1日現在）。

出典：自殺者数と自殺死亡率は「自殺統計」、人口は「住民基本台帳」

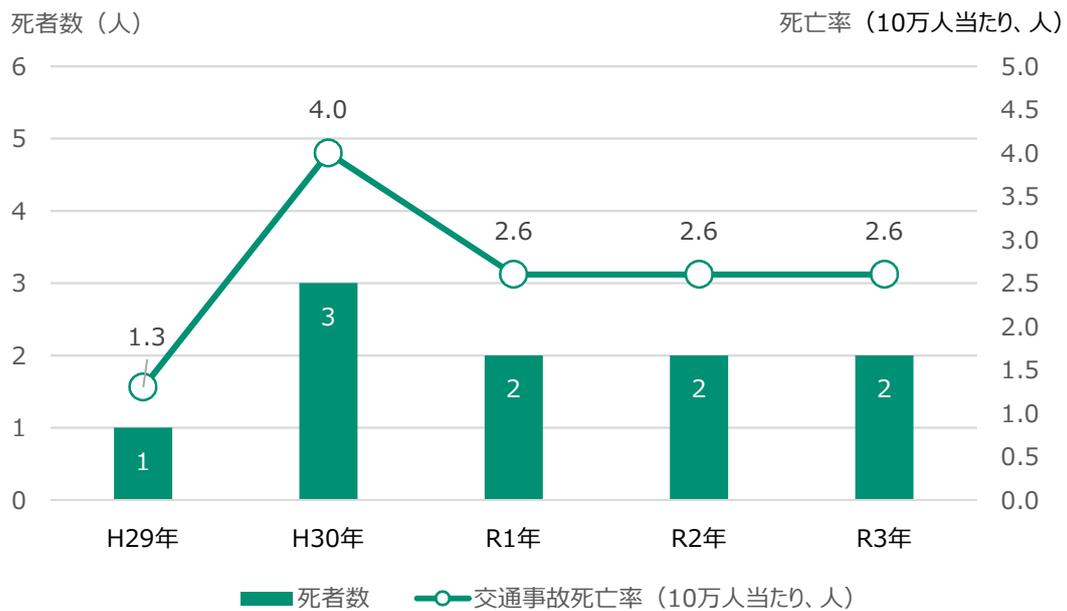


3 自殺死亡率と交通事故死亡率の比較

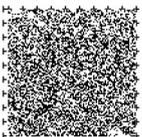
甲斐市の交通事故死亡者数は、平成 29 年から令和 3 年までの間、1 人から 3 人で推移しており、交通事故死亡率（10 万人当たりの交通事故死亡者数）は、1.3 から 4.0 の間で推移しています。

甲斐市の自殺者の割合は、交通事故死亡者の割合よりも高くなっています。

図 4 甲斐市の交通事故死亡者数と交通事故死亡率の推移（住居地）（平成 29～令和 3 年）



出典：人口動態統計

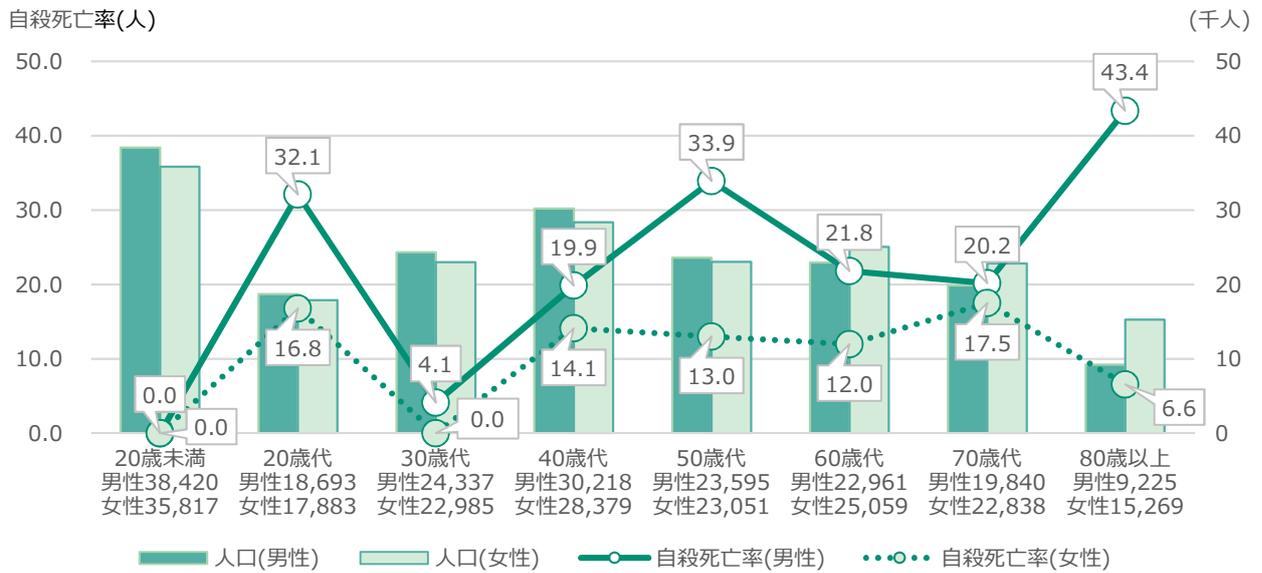


4 性別・年代別の自殺死亡率の比較

図5で示す甲斐市の性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性は50歳代で女性の2.6倍、80歳以上で6.6倍と高くなっています。また、30歳代の女性の自殺死亡率は0となっ

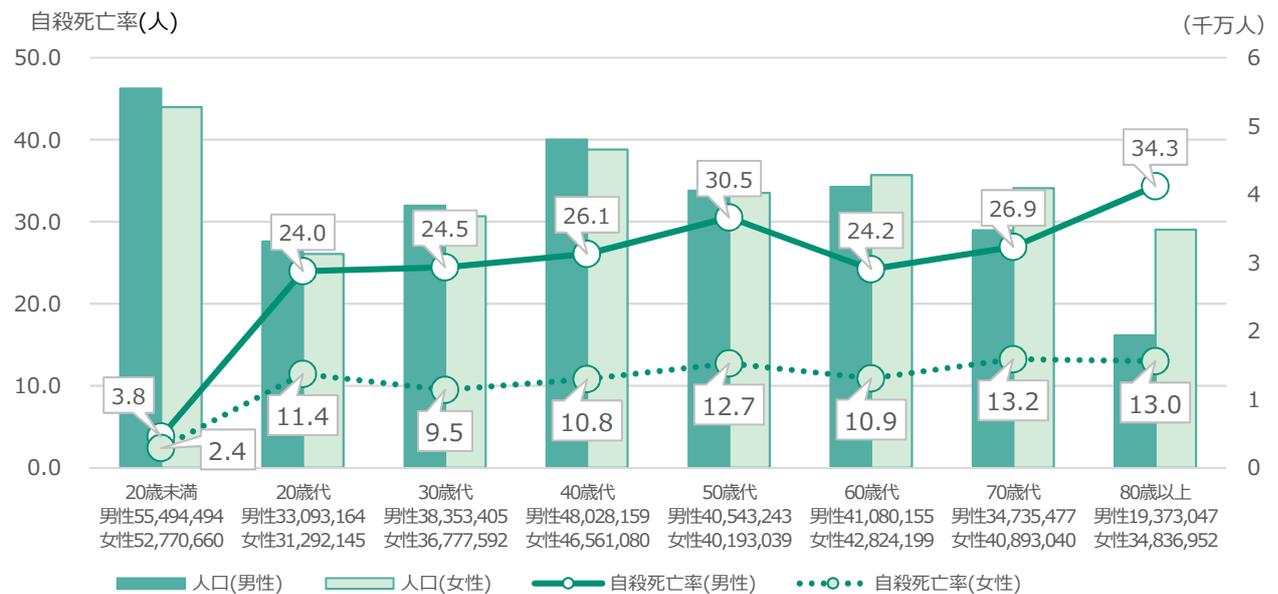
ています。図6で示す全国では、男性も女性も年齢が上がるにつれて自殺死亡率も高くなっていますが、特に男性の自殺死亡率は概ね女性の2倍以上となっています。

図5 甲斐市の性別・年代別の自殺死亡率と人口（平成29～令和3年合計）

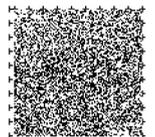


出典：自殺死亡率は自殺統計、人口は住民基本台帳

図6 全国の性別・年代別の自殺死亡率と人口（平成29～令和3年合計）



出典：自殺死亡率は自殺統計、人口は住民基本台帳



5 性別、同居の有無による自殺者割合の比較

甲斐市の性別・同居の有無による自殺者の割合をみると、図7・図9で示すように、男性・女性ともに同居人がいる自殺者の割合が多い傾向にあり、比率も約70%と高くなっています。

男性では、30歳代から50歳代のいわゆる働き盛りをみると、図8で示すように同居人がいる自殺者が67%、同居人がいない自殺者が33%と、同居人のいる自殺者の方が34ポイント高くなっています。

女性では、自殺者の多くなる50歳代以上をみると、図10で示すように同居人がいる自殺者が64%、同居人がいない自殺者が36%と、同居人のいる自殺者の方が28ポイント高くなっています。

図7 甲斐市の同居の有無による自殺者の割合－男性（平成29～令和3年合計）

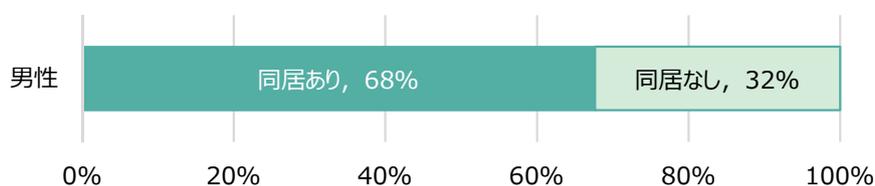


図8 甲斐市の同居の有無による自殺者の割合－男性（30～50歳代）（平成29～令和3年合計）



図9 甲斐市の同居の有無による自殺者の割合－女性（平成29～令和3年合計）

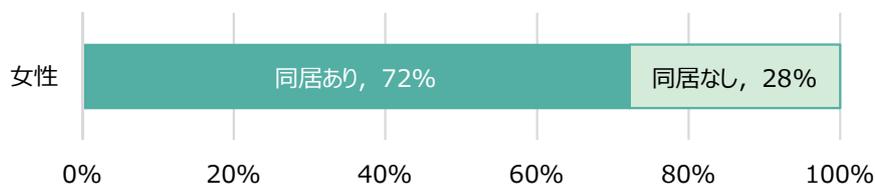
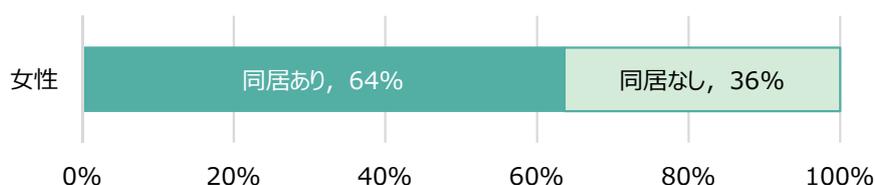
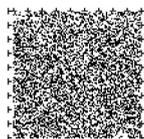


図10 甲斐市の同居の有無による自殺者の割合－女性（50歳代以上）（平成29～令和3年合計）



出典：地域自殺実態プロファイル（2022）



6 自殺者特性の整理

甲斐市の自殺者（H29～R3年の合計52人）を、性別、年齢、職業の有無、同居の有無で区分すると、自殺者数及び自殺死亡率の高い順位の上位6位は次のようになっています。

表1 甲斐市の自殺の特徴（自殺者数順位）（平成29～令和3年合計）

順位	性別	年齢	職業	同居の有無	自殺者数5年計 (人)	割合(%)	*1 自殺死亡率 (人)	*2 推定対象人口 (人)	*3 背景にある主な 自殺の危機経路
1	男性	40～59歳	有職	同居あり	9	17.3	22.1	8,139.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2	女性	40～59歳	無職	同居あり	6	11.5	33.0	3,637.3	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
3	男性	60歳以上	有職	同居あり	5	9.6	26.4	3,790.2	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4	男性	60歳以上	無職	同居あり	5	9.6	20.1	4,966.8	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
5	女性	60歳以上	無職	同居なし	4	7.7	40.1	1,996.5	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
6	男性	60歳以上	無職	同居なし	3	5.8	69.5	863.1	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

*1 順位は自殺者数に基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*2 各区分の自殺死亡率の母数とした推定人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

*3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（NPO法人自殺対策支援センターライフリンク）を参考とした。

出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

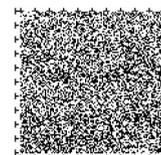


表 2 甲斐市の自殺の特徴（自殺死亡率順位）（平成 29～令和 3 年合計）

順位	性別	年齢	職業	同居の有無	(人) 自殺者数 5年計	割合(%)	自殺死亡率(人)	(人) 推定対象人口	背景にある主な 自殺の危機経路
1	男性	20～ 39 歳	無職	同居 なし	1	1.9	244.2	81.9	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
2	男性	40～ 59 歳	無職	同居 なし	2	3.8	239.6	166.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3	女性	40～ 59 歳	無職	同居 なし	1	1.9	74.2	269.6	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
4	男性	60 歳 以上	無職	同居 なし	3	5.8	69.5	863.1	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5	男性	20～ 39 歳	無職	同居 あり	3	5.8	68.8	871.7	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
6	男性	20～ 39 歳	有職	同居 なし	3	5.8	57.9	1037.1	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル（2022）

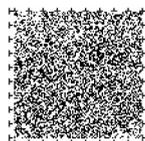
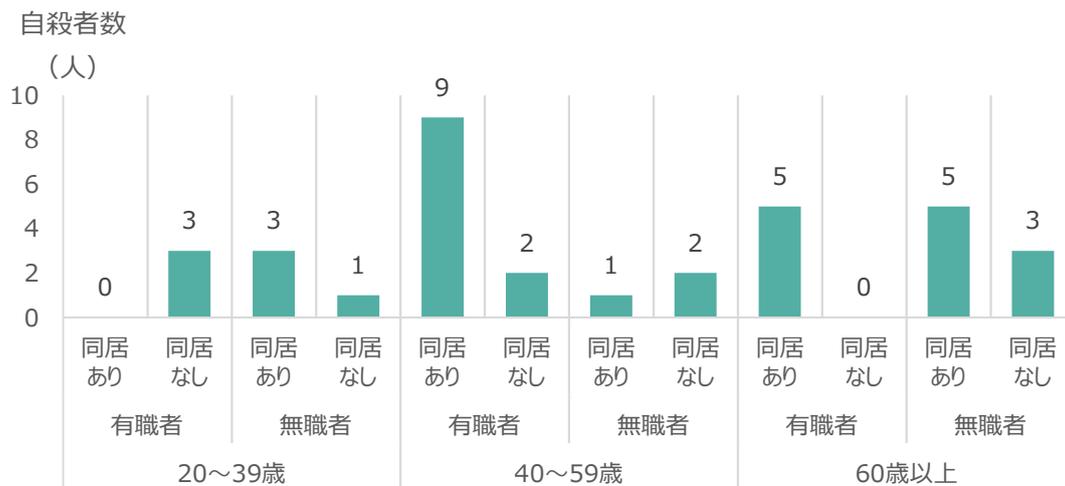
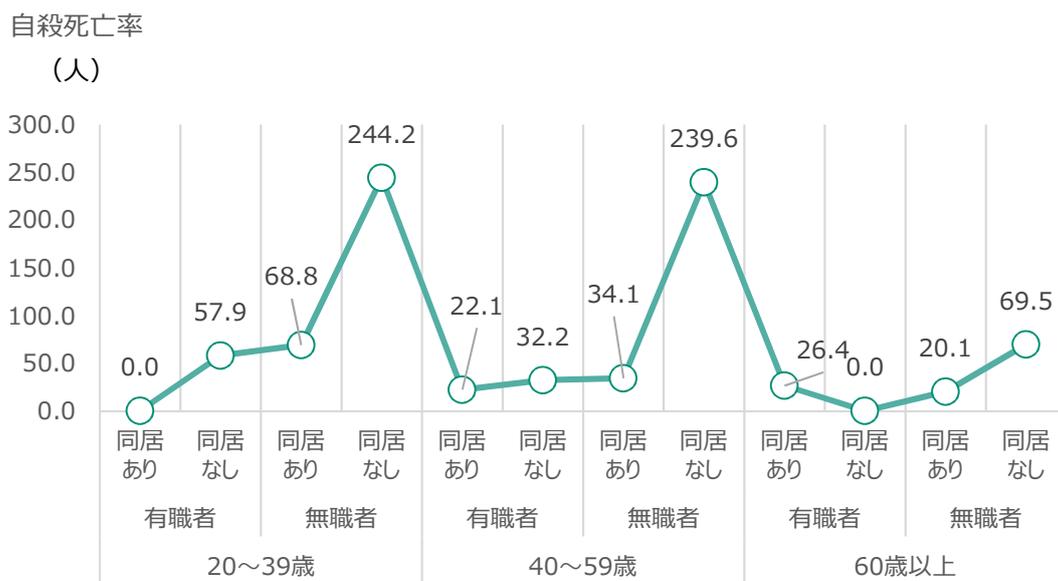


図 11 甲斐市の職業の有無・同居の有無別自殺者数－男性（平成 29～令和 3 年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

図 12 甲斐市の職業の有無・同居の有無別自殺死亡率－男性（平成 29～令和 3 年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

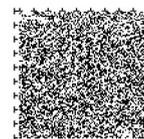


図 13 全国の職業の有無・同居の有無別自殺死亡率－男性（平成 29～令和 3 年合計）



※ 各区分の自殺死亡率の母数とした推定人口については、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

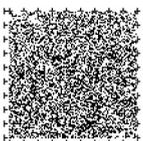
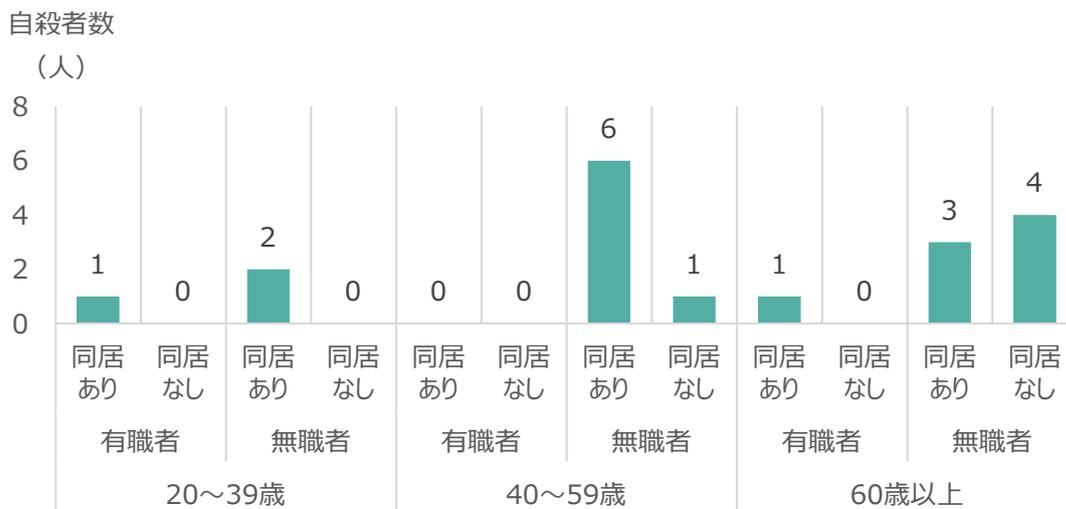
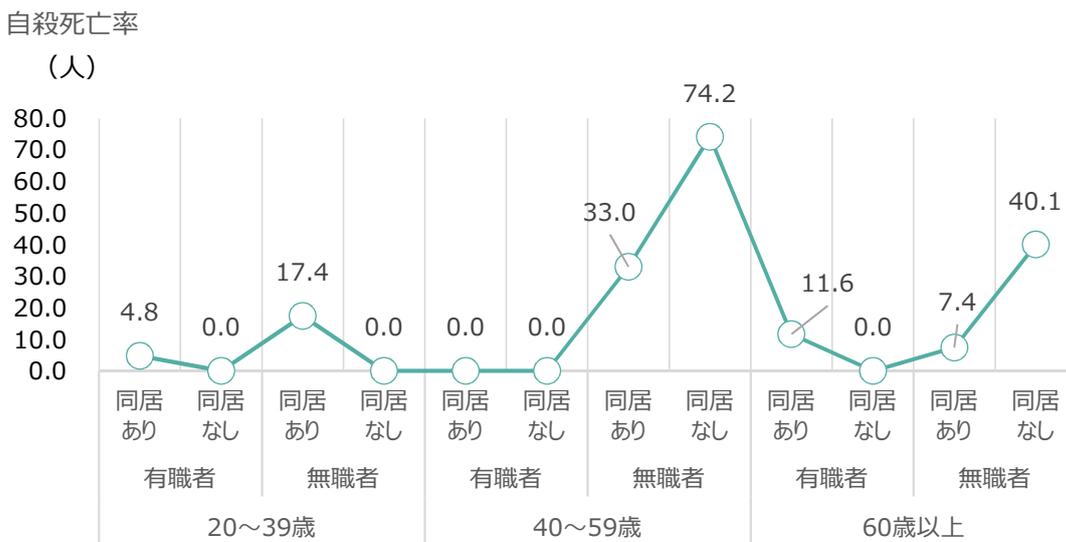


図 14 甲斐市の職業の有無・同居の有無別自殺者数－女性（平成 29～令和 3 年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

図 15 甲斐市の職業の有無・同居の有無別自殺死亡率－女性（平成 29～令和 3 年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

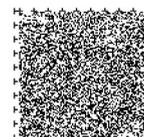


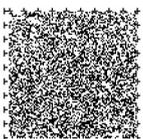
図 16 全国の職業の有無・同居の有無別自殺死亡率－女性（平成 29～令和 3 年合計）

自殺死亡率
(人)



※ 各区分の自殺死亡率の母数とした推定人口については、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

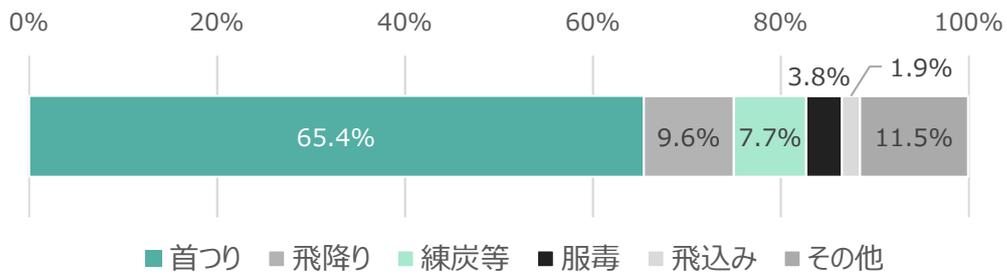
出典：地域自殺実態プロファイル（2022）



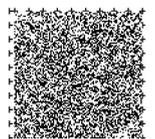
7 手段別の自殺者割合

手段別の自殺者割合では、首吊りが最も多く、全体の65.4%を占めています。次いで飛降りの9.6%となっています。

図 17 甲斐市の手手段別自殺者数の割合（平成29～令和3年合計）



出典：地域自殺実態プロフィール（2022）

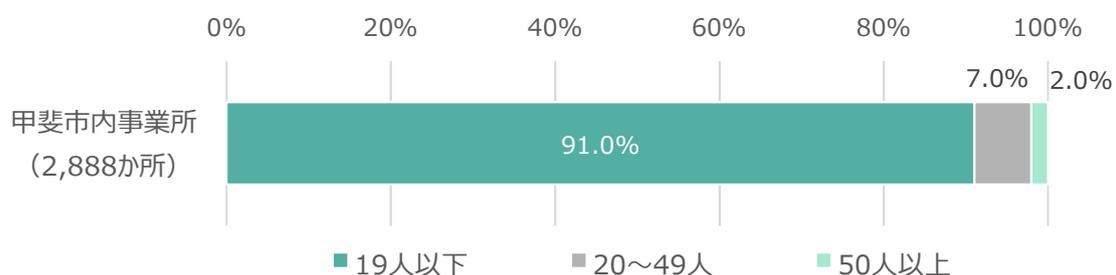


8 事業所・従業員の規模別割合

自殺防止のためには、中小企業における労働者の自殺念慮を含めたメンタルヘルス^{*1}が重要な対策の一つといわれています。こうした中で、従業員数 50 人未満の事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。

甲斐市では、従業員数 50 人未満の事業所が事業所全体の 98.0%を占めています。また、従業員の 76.2%が、従業員数 50 人未満の事業所で働いています。

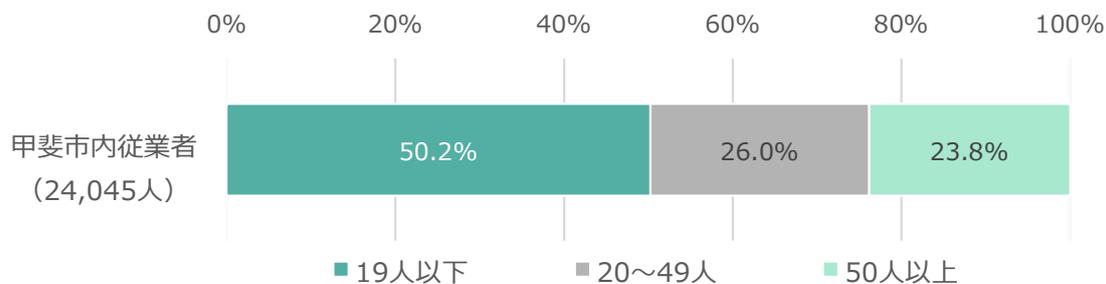
図 18 甲斐市の規模別事業所の割合



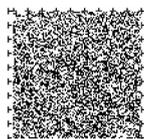
※出向・派遣従業員のみの事業所を除く

出典：経済センサス-活動調査（2021）

図 19 甲斐市の事業所規模別従業員の割合



出典：経済センサス-活動調査（2021）



¹ メンタルヘルス：「心の健康」や「精神保健」などと言われる。主に精神的な疲労、ストレス、悩み等の軽減や緩和、サポートを行うことを指す。

9 データによる現状のまとめ

甲斐市における「自殺リスクが高い集団」については、自殺者数の多い集団と自殺死亡率の高い集団、さらにそのどちらも高い集団を抽出しています（表3～表5を参照）。

表3：自殺者数順位による自殺リスクが高い集団（集団Ⅰ、集団Ⅱ）では、

- ① 男性で40～59歳、有職、同居あり
- ② 女性で40～59歳、無職、同居あり、という特徴が表れています。

表4：自殺死亡率順位による自殺リスクが高い集団（集団Ⅲ、集団Ⅳ）では、

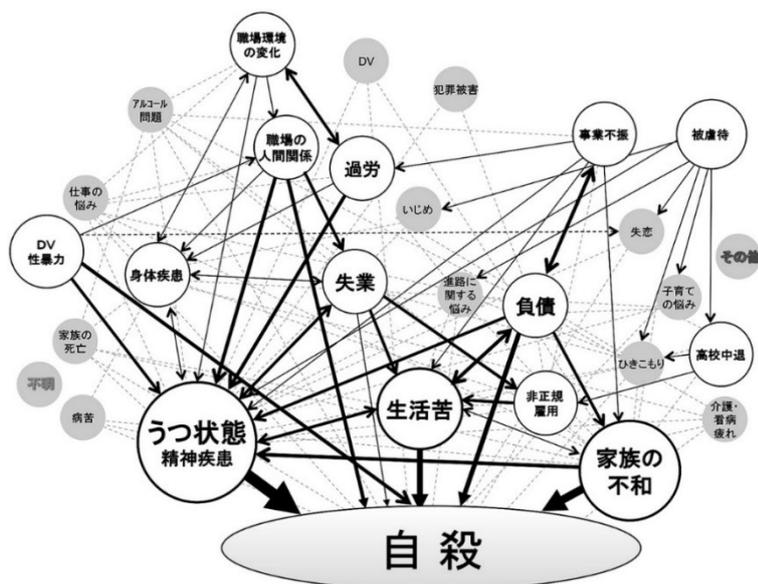
- ① 男性で20～39歳、無職、同居なし
- ② 男性で40～59歳、無職、同居なし、という特徴が表れています。

表5：自殺者数・自殺死亡率ともに自殺リスクが高い集団（集団Ⅴ）では、

- 男性で60歳以上、無職、同居なし、となっています。

それぞれの集団における「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査からまとめた自殺実態白書2013を参考にすると、「人間関係の悩み」、「失業（退職）」、「生活苦」が自殺の要因となっている可能性が高いと考えられます。これらの要因を背景とした自殺リスクが高くなっていることから、甲斐市が重点的に取り組むべき自殺防止対策の分野は、「勤務・経営」、「無職・失業者」、「高齢者」の3つということになります。

図20 自殺の危機経路



出典：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」

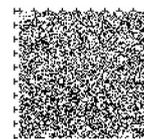


表 3 甲斐市の自殺者数順位による自殺リスクが高い集団（H29～R3 年合計）

集団名	順位	特徴	背景にある主な自殺の危機経路
集団 I	自殺者数 1 位	男性で 40～59 歳、有職 で同居人がいる人	配置転換→過労→ <u>職場の人間関係の 悩み</u> +仕事の失敗→うつ状態→自殺
集団 II	自殺者数 2 位	女性で 40～59 歳、無職 で同居人がいる人	<u>近隣関係の悩み+家族間の不和</u> →うつ病→自殺

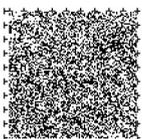
表 4 甲斐市の自殺死亡率順位による自殺リスクが高い集団（H29～R3 年合計）

集団名	順位	特徴	背景にある主な自殺の危機経路
集団 III	自殺死亡率 1 位	男性で 20～39 歳、無職 で同居人がいない人	<u>失業→生活苦</u> →多重債務→うつ状態 →自殺
集団 IV	自殺死亡率 2 位	男性で 40～59 歳、無職 で同居人がいない人	<u>失業→生活苦</u> →借金→うつ状態→自殺

表 5 甲斐市の自殺者数・自殺死亡率ともに自殺リスクが高い集団（H29～R3 年合計）

集団名	順位	特徴	背景にある主な自殺の危機経路
集団 V	自殺者数 6 位 自殺死亡率 4 位	男性で 60 歳以上、無職 で同居人がいない人	<u>失業（退職）</u> +死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル（2022）



10 自殺防止対策に関する市民意識調査の結果

「甲斐市自殺防止対策計画」の推進の成果と、本市における市民の自殺対策等における意識や関心を把握するため、市民に対する意識調査を行いました。

① 調査方法

仕様項目	仕様
調査対象者	甲斐市民より 2,000 人を無作為に抽出（18 歳以上）
調査方法	調査票の配付・回収（回答は郵送、W e b 併用）
調査期間	令和 5 年 8 月 1 6 日～令和 5 年 9 月 6 日

② 回答結果

	配付数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,000 票	1,116 票	55.8%
うち W e b 調査	—	260 票	13.0%

③ 記号、調査結果の数値について

(S A) 単一回答 (Single Answer) の略。選択回答は 1 項目のみ。

(M A) 複数回答 (Multi Answer) の略。

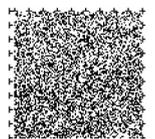
(一部回答を限定しているものもある。)

複数回答における回答率は 100% を超える場合がある。

n 回答者数 (number) をあらわす。

「n = 100」は、回答者数が 100 人ということ。

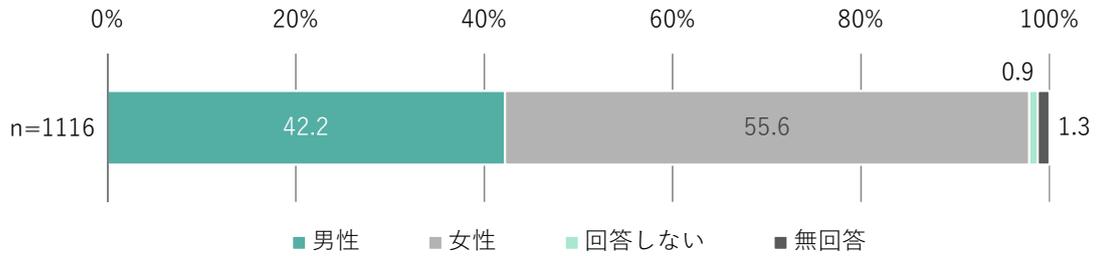
各回答項目の構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の合計が 100% にならない場合もある。



(1) あなたご自身のことについて

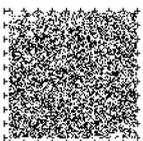
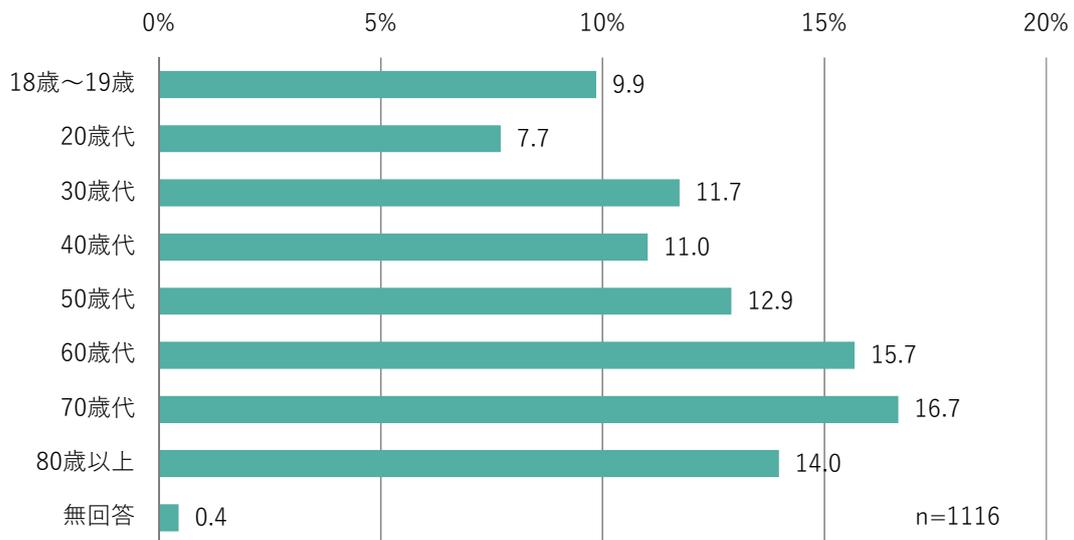
問1：性別（S A）

「男性」が42.2%、「女性」が55.6%となっています。



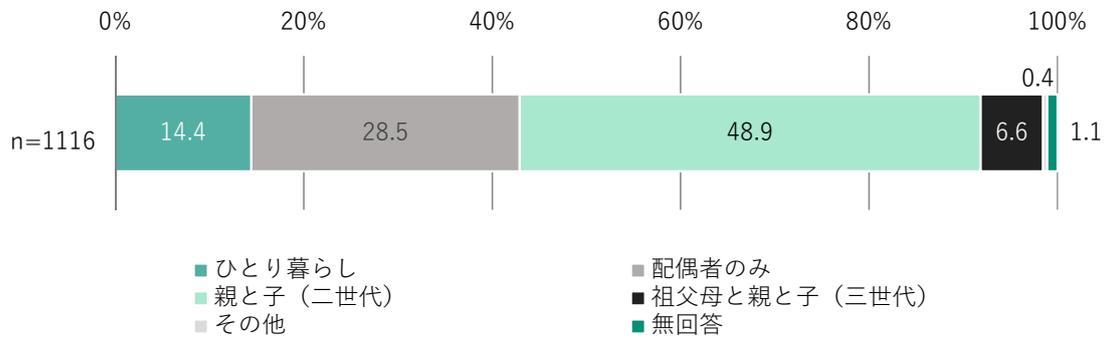
問2：年齢（S A）

「70歳代」が16.7%と最も多く、「20歳代」が7.7%と最も少なくなっています。



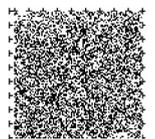
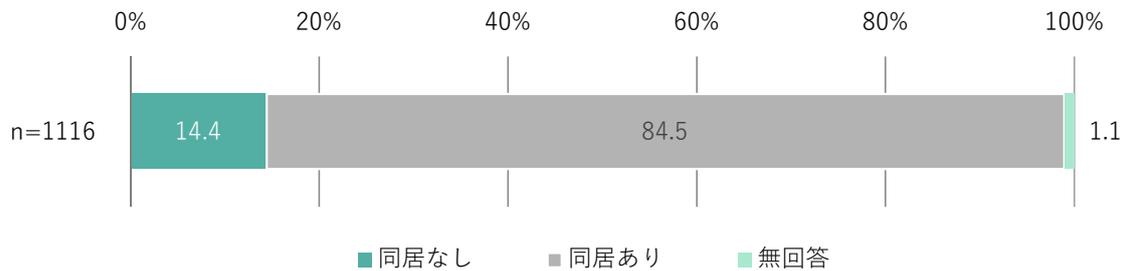
問3：世帯構成（S A）

「親と子（二世帯）」が48.9%で最も多く、以下「配偶者のみ」が28.5%、「ひとり暮らし」が14.4%などとなっています。



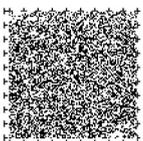
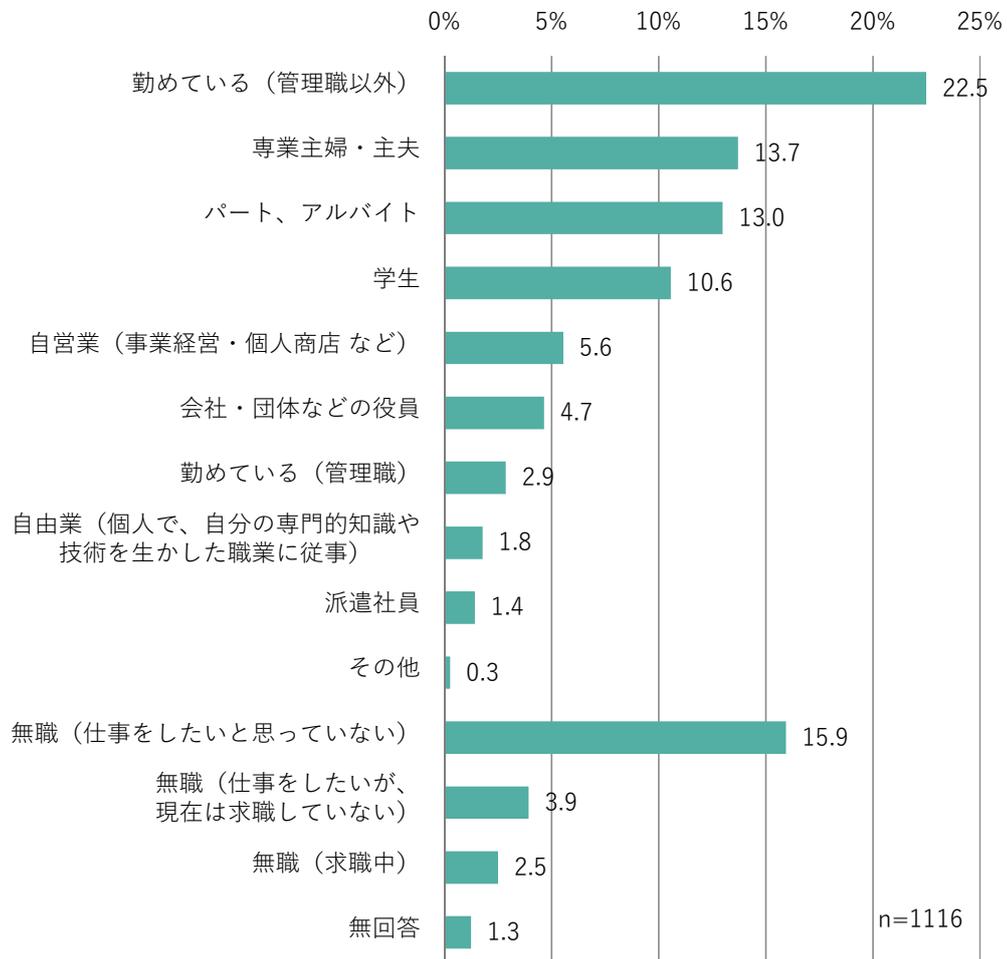
参考) 同居の有無での分類

「同居なし」が14.4%、「同居あり」が84.5%となっています。



問4：主たる職業（SA）

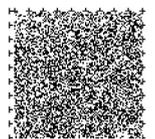
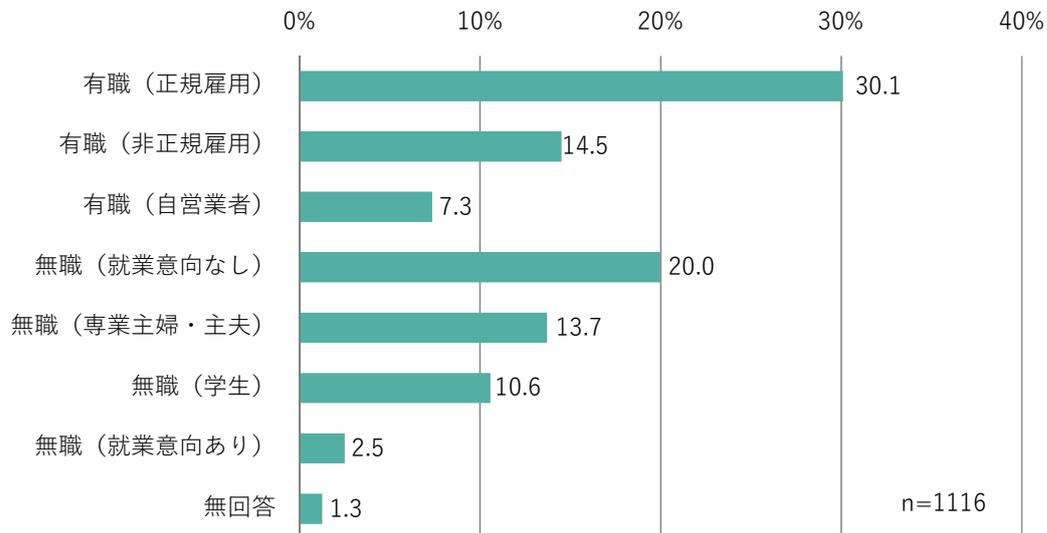
「勤めている（管理職以外）」が22.5%で最も多く、以下「無職（仕事をしたいと思っていない）」が15.9%、「専業主婦・主夫」が13.7%などとなっています。



参考) 有職・無職での分類

有職では「有職（正規雇用）」が30.1%で最も多く、以下「有職（非正規雇用）」が14.5%、「有職（自営業者）」が7.3%となっています。

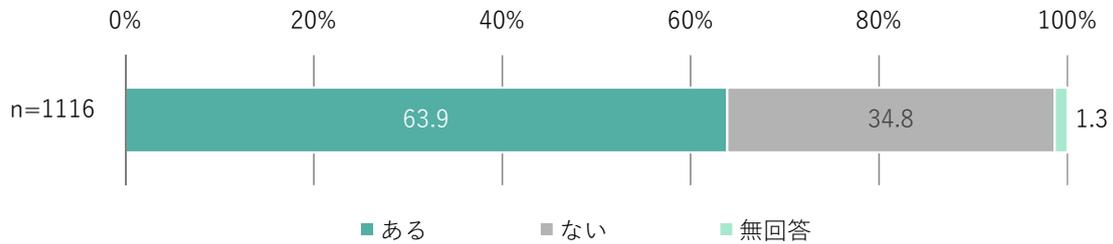
無職では「無職（就業意向なし）」が20.0%で最も多く、以下「無職（専業主婦・主夫）」が13.7%、「無職（学生）」が10.6%などとなっています。



(2) 悩みやストレスについて

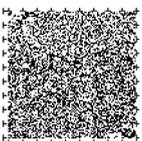
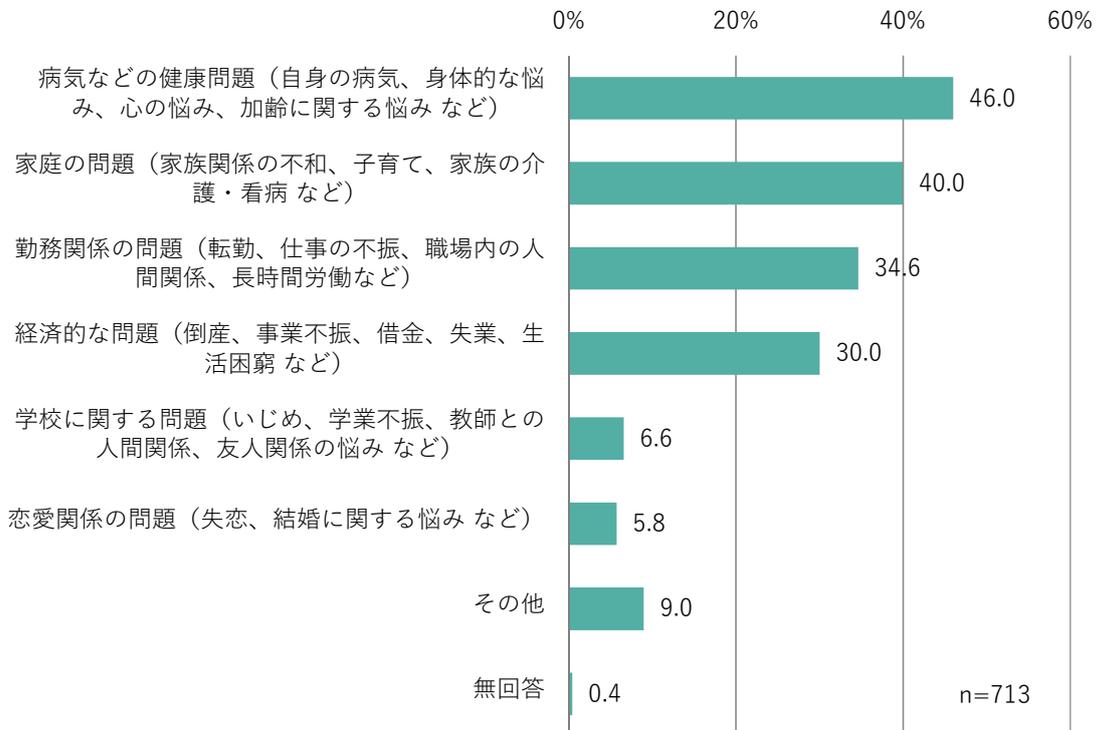
問5：日頃、悩みや苦勞、不満、ストレスを感じることもあるか（SA）

「ある」が63.9%、「ない」が34.8%となっています。



問6：悩みや苦勞、不満、ストレスの原因（MA） 【問5で“ある”と回答した方】

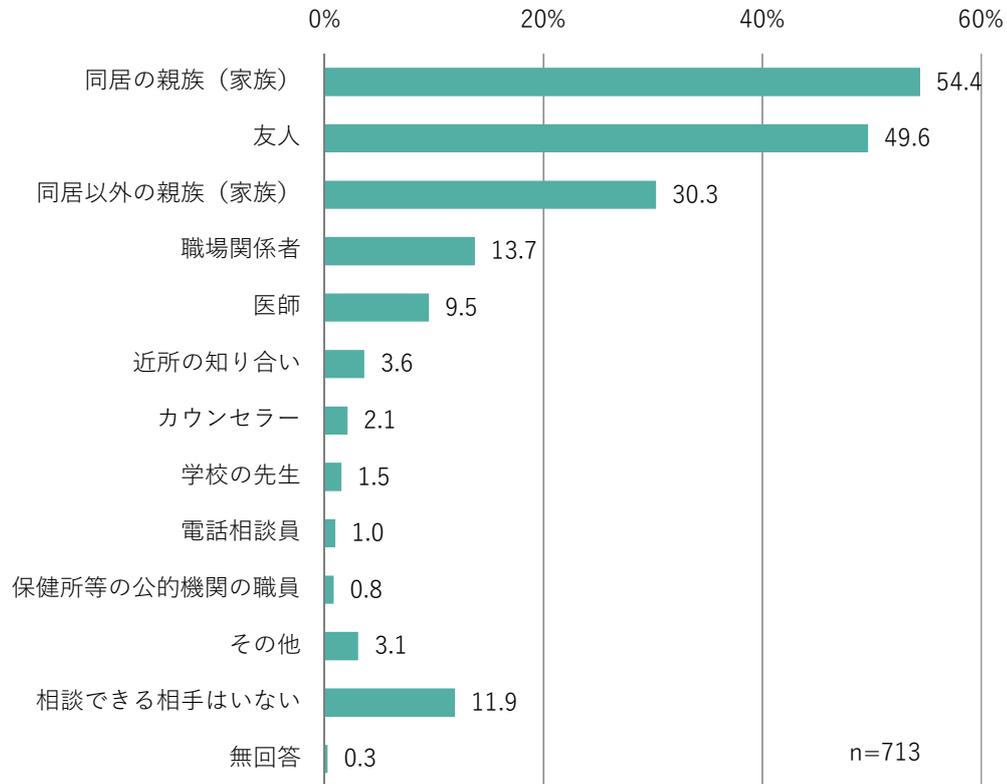
「病気などの健康問題（自身の病気、身体的な悩み、心の悩み、加齢に関する悩みなど）」が46.0%で最も多く、以下「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病など）」が40.0%、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場内の人間関係、長時間労働など）」が34.6%などとなっています。



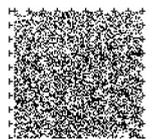
問7：悩みや苦勞、不満、ストレスなどのつらい気持ちを相談できる方がいるか（MA）

【問5で“ある”と回答した方】

「同居の親族（家族）」が54.4%で最も多く、以下「友人」が49.6%、「同居以外の親族（家族）」が30.3%などとなっています。また、「相談できる相手はいない」が11.9%となっています。

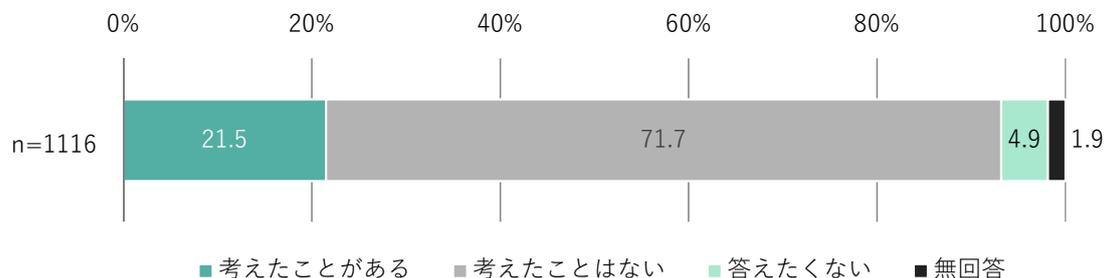


「相談できる相手はいない」と「無回答」を除いた『相談できる相手がいる』人の割合は全体で87.8%となっています。また、60歳以上の高齢者では85.7%、無職者では90.1%、有職者では86.2%となっています。



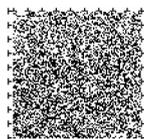
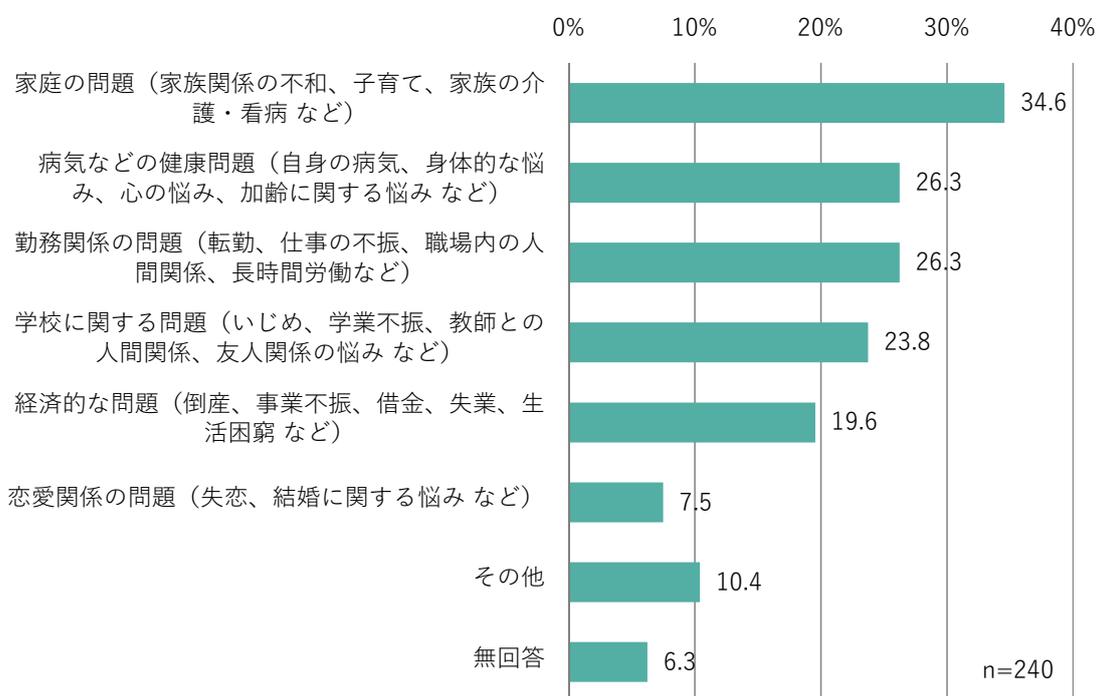
問8：本気で自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがあるか（SA）

「考えたことがある」が21.5%、「考えたことはない」が71.7%となっています。



問9：自殺、またはそれに近いことを考えた要因（MA）【問8で“考えたことがある”と回答した方】

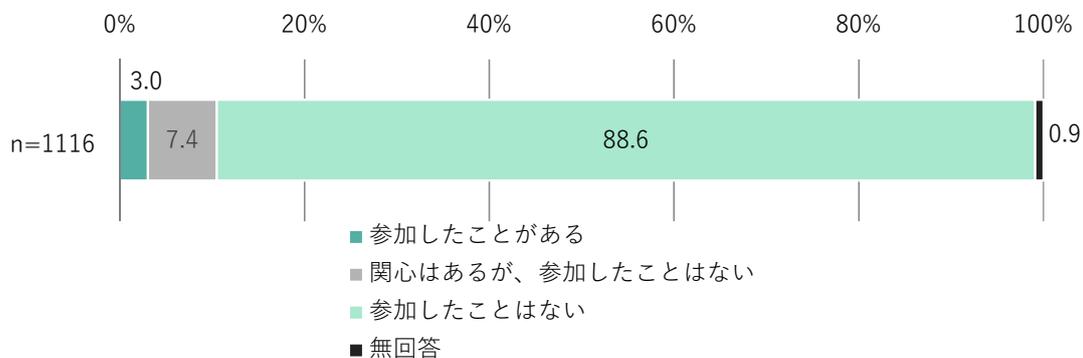
「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病など）」が34.6%で最も多く、以下「病気などの健康問題（自身の病気、身体的な悩み、心の悩み、加齢に関する悩みなど）」と「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場内の人間関係、長時間労働など）」がそれぞれ26.3%、「学校に関する問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係、友人関係の悩みなど）」が23.8%などとなっています。



(3) 自殺防止・予防等について

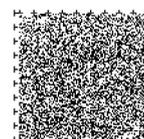
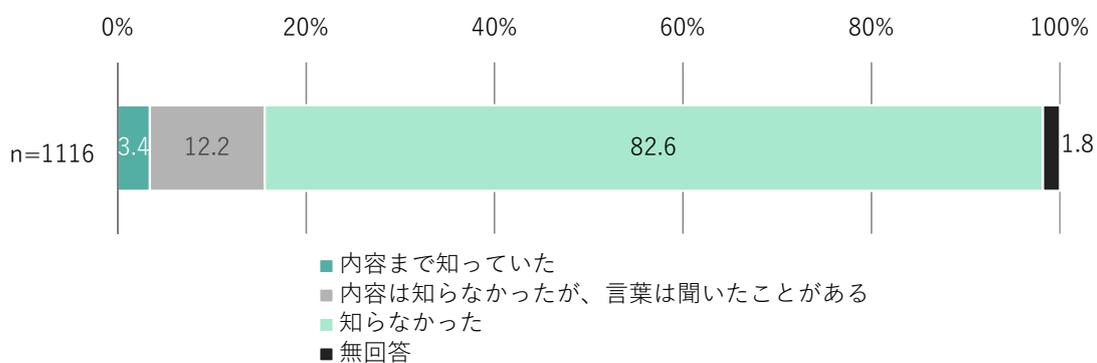
問10：自殺対策に関する研修、講演会などに参加したことがあるか（S A）

「参加したことはない」が88.6%で最も多く、以下「関心はあるが、参加したことはない」が7.4%、「参加したことがある」が3.0%となっています。



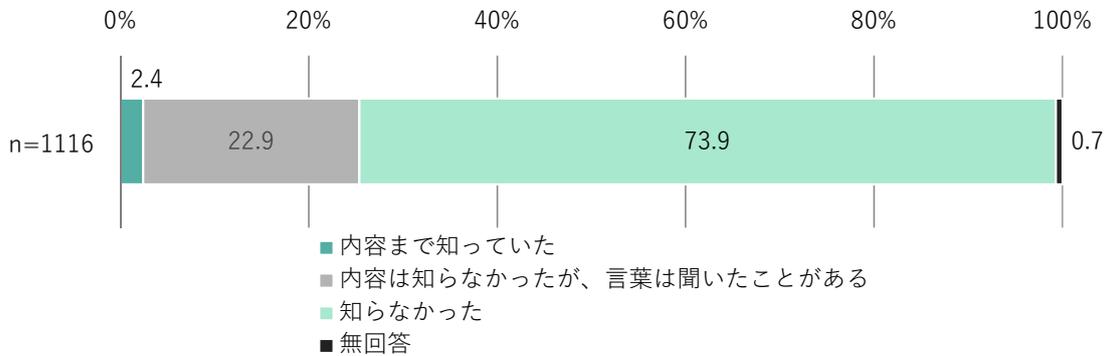
問11：「ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）」について知っているか（S A）

「知らなかった」が82.6%で最も多く、以下「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が12.2%、「内容まで知っていた」が3.4%、となっています。



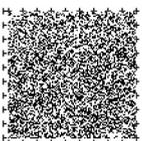
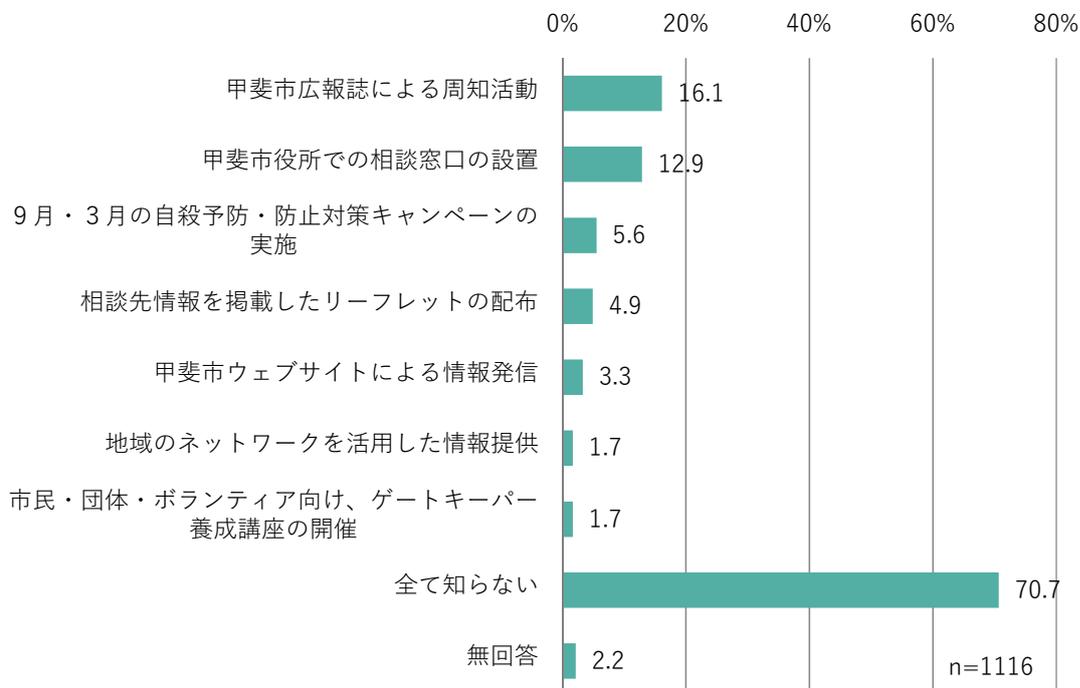
問 12：「自殺予防週間（9月10日～16日）」および「自殺対策強化月間（3月）」について知っているか（SA）

「知らなかった」が73.9%で最も多く、以下「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が22.9%、「内容まで知っていた」が2.4%となっています。



問 13：甲斐市の自殺防止対策の取組を知っているか（MA）

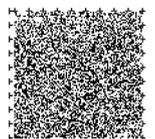
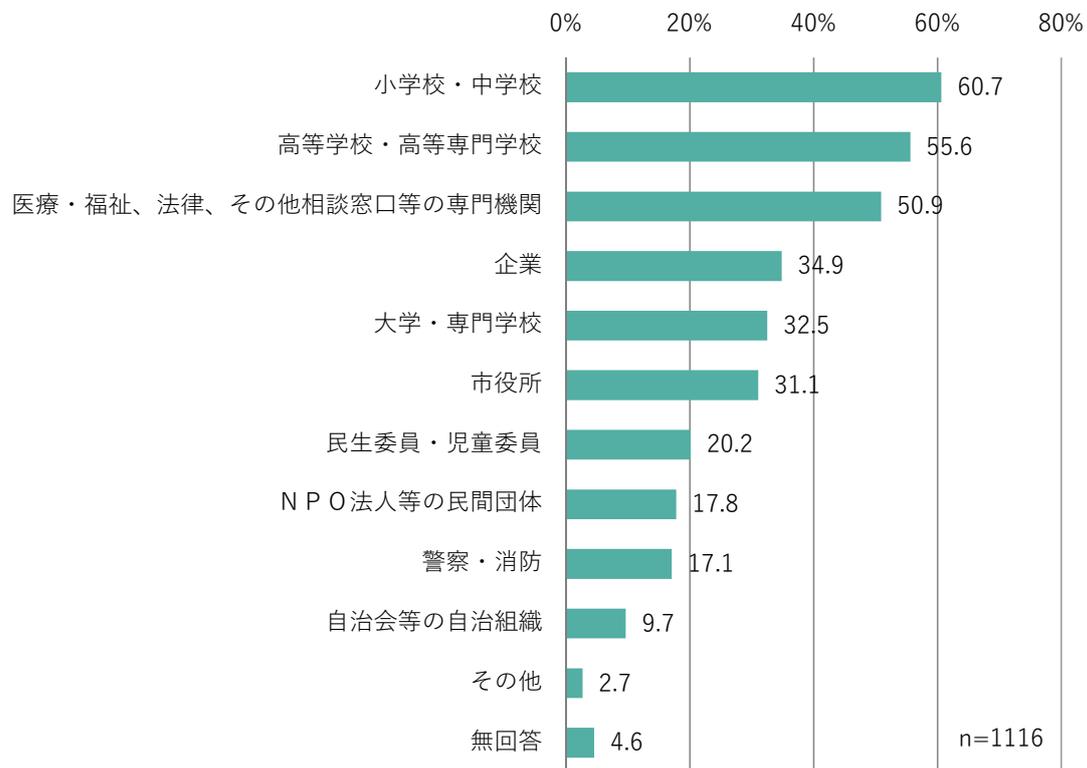
「甲斐市広報誌による周知活動」が16.1%で最も多く、以下「甲斐市役所での相談窓口の設置」が12.9%、「9月・3月の自殺予防・防止対策キャンペーンの実施」が5.6%などとなっています。なお、「全て知らない」が70.7%となっています。



(4) 今後の自殺対策について

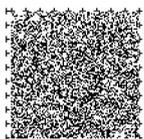
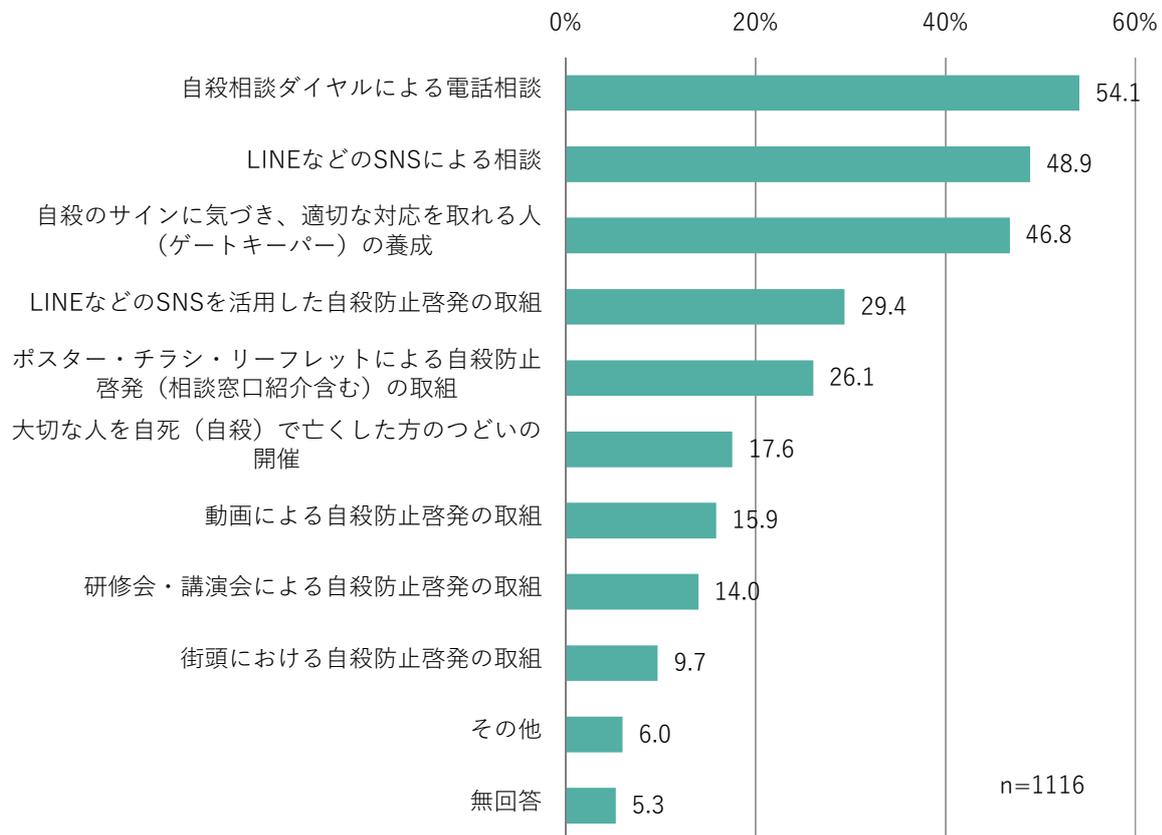
問 14：自殺防止対策を推進した方がよいと思う地域の機関（M A）

「小学校・中学校」が60.7%で最も多く、以下「高等学校・高等専門学校」が55.6%、「医療・福祉、法律、その他相談窓口等の専門機関」が50.9%などとなっています。



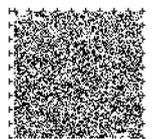
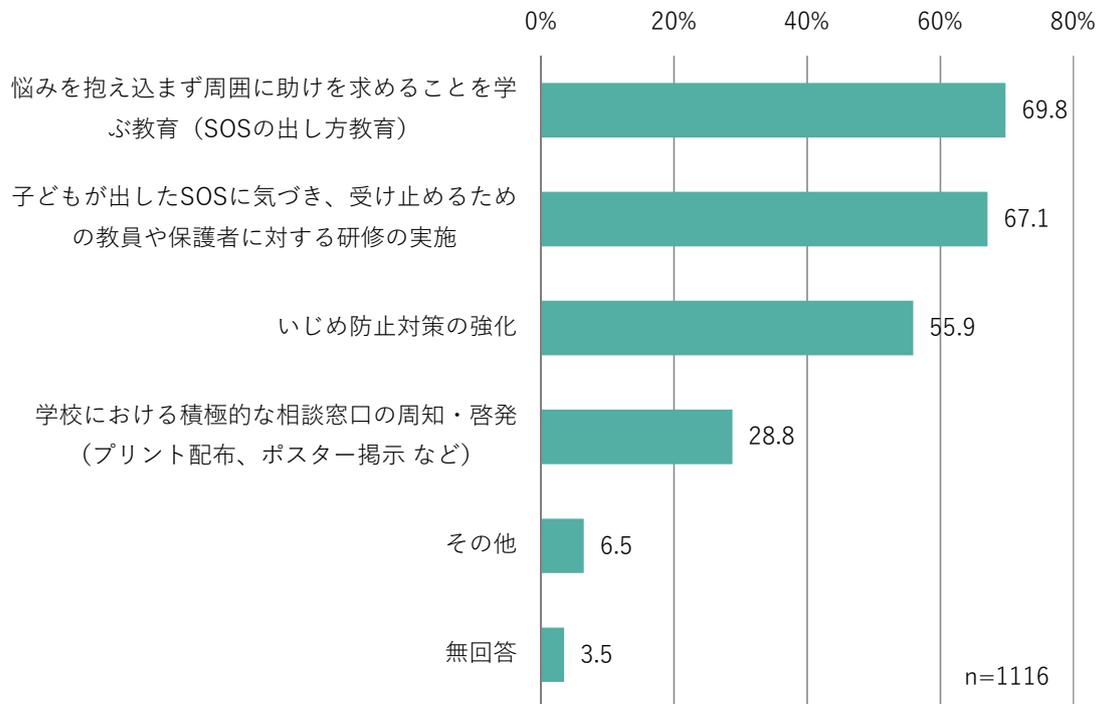
問 15：自殺防止対策の取組として効果的だと思うもの（MA）

「自殺相談ダイヤルによる電話相談」が 54.1%で最も多く、以下「LINEなどのSNSによる相談」が 48.9%、「自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人（ゲートキーパー）の養成」が 46.8%などとなっています。



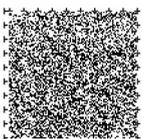
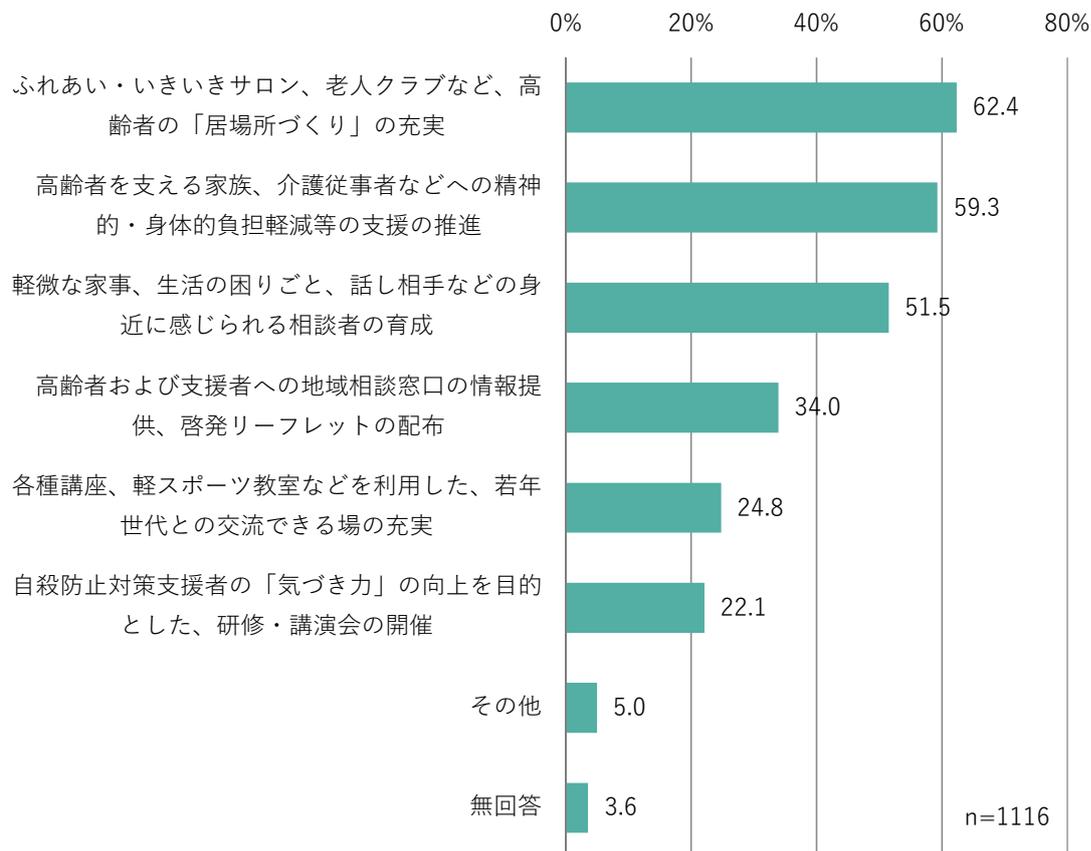
問16：子どもや若者向けの自殺防止対策の取組として効果的だと思うもの（MA）

「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育（SOSの出し方教育）」が69.8%で最も多く、以下「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が67.1%、「いじめ防止対策の強化」が55.9%などとなっています。



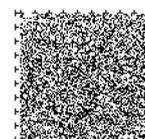
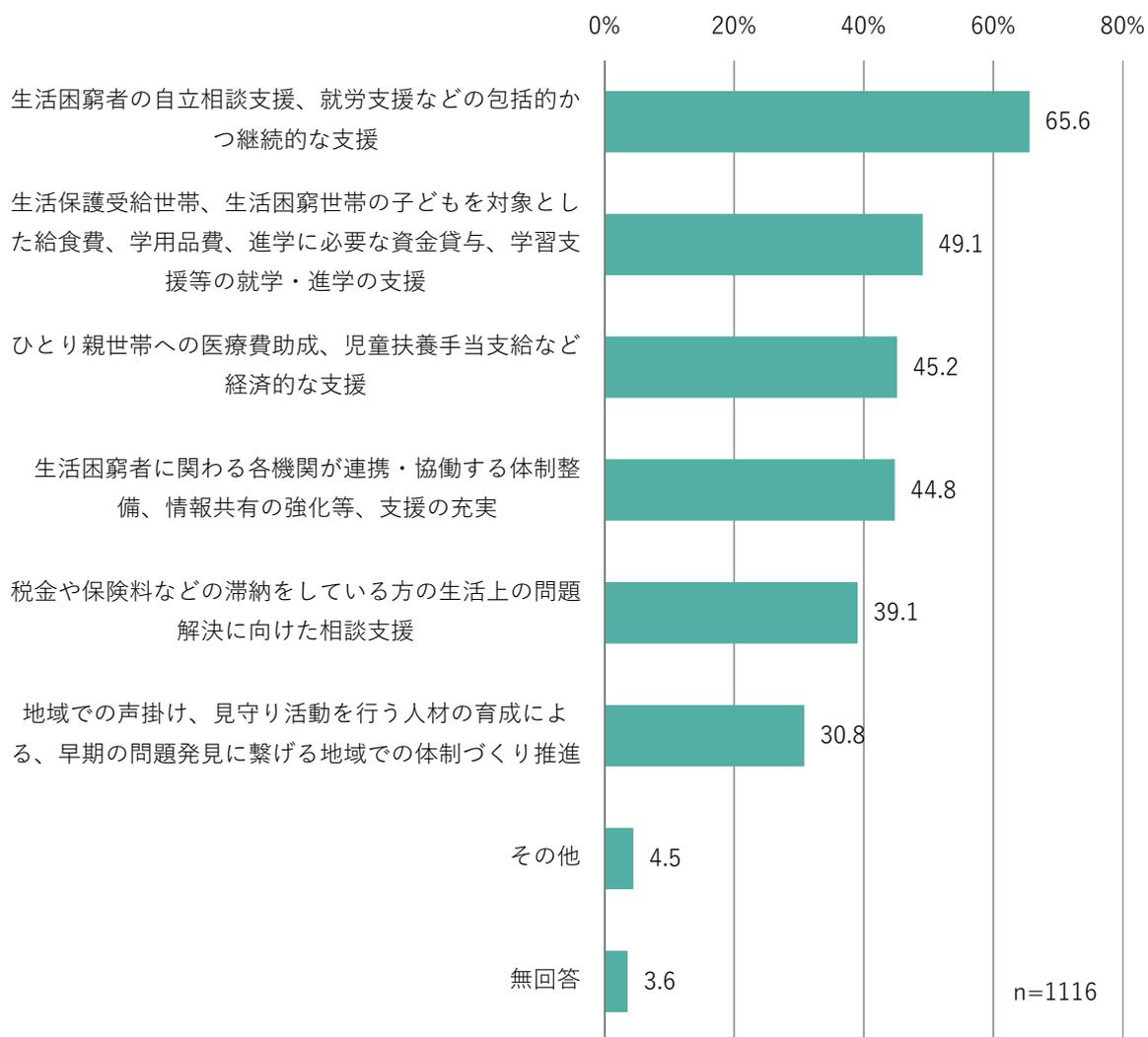
問 17：高齢者の自殺防止対策の取組として効果的だと思うもの（MA）

「ふれあい・いきいきサロン、老人クラブなど、高齢者の『居場所づくり』の充実」が62.4%で最も多く、以下「高齢者を支える家族、介護従事者などへの精神的・身体的負担軽減等の支援の推進」が59.3%、「軽微な家事、生活の困りごと、話し相手などの身近に感じられる相談者の育成」が51.5%などとなっています。



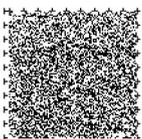
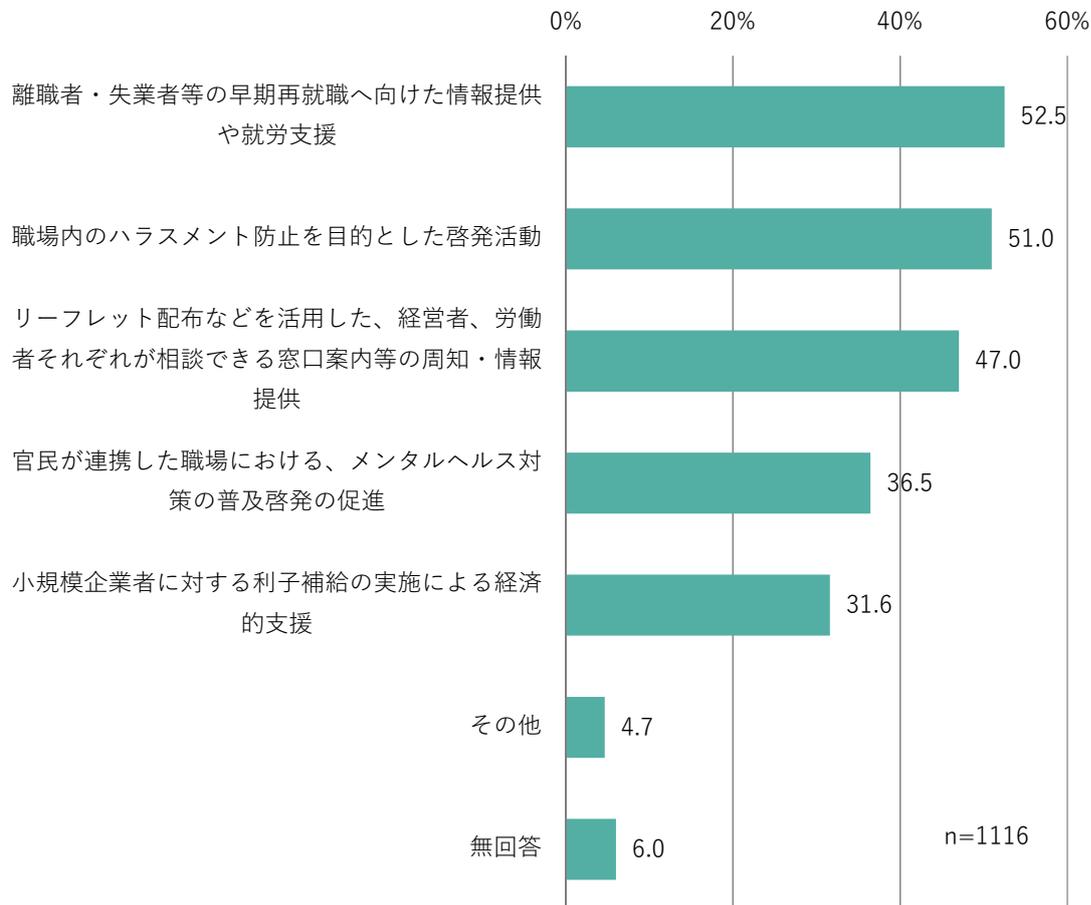
問 18：生活困窮者の自殺防止対策の取組として効果的だと思うもの（MA）

「生活困窮者の自立相談支援、就労支援などの包括的かつ継続的な支援」が 65.6%で最も多く、以下「生活保護受給世帯、生活困窮世帯の子どもを対象とした給食費、学用品費、進学に必要な資金貸与、学習支援等の就学・進学の支援」が 49.1%、「ひとり親世帯への医療費助成、児童扶養手当支給など経済的な支援」が 45.2%などとなっています。



問 19：勤務・経営問題の自殺防止対策の取組として効果的だと思うもの（MA）

「離職者・失業者等の早期再就職へ向けた情報提供や就労支援」が52.5%で最も多く、以下「職場内のハラスメント防止を目的とした啓発活動」が51.0%、「リーフレット配布などを活用した、経営者、労働者それぞれが相談できる窓口案内等の周知・情報提供」が47.0%などとなっています。



11 前計画の振り返りと課題

(1) 前計画における取組

本計画の策定にあたり、前計画において定めた、重点施策、基本施策、生きる支援関連施策で実施した事業について振り返りを行いました。

重点施策（3項目）	21事業	} 合計：181事業を実施
基本施策（5項目）	40事業	
生きる支援関連施策	120事業	

【重点施策1】 高齢者の自殺防止対策の推進

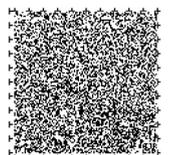
高齢者の孤独・孤立は自殺リスクを高める要因となっていることから、社会的なつながりを構築するための支援先情報の周知や各種講座や軽スポーツ教室など社会活動への参加促進を行いました。また、高齢者を支える介護支援専門員や保健師、介護を行う家族などを対象とした研修やイベントの実施により、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進してきました。しかし、コロナ禍の影響により、一部の研修などが予定通り実施できませんでした。

【重点施策2】 生活困窮者支援と自殺防止対策の連動

自殺の要因となる生活困窮には様々な背景があり、それらを複合的に抱えていることが多いことから、生活困窮に陥った人に対する包括的な支援を行うために、子どもの自立に向けた学習等への支援、医療費助成や手当等の支給、地域の見守りを担う民生委員や愛育会及び収税にかかわる職員などを通じた支援への早期接続、関係機関の連携による支援体制の構築を行いました。生活困窮者への経済的な支給については一定の支援実績を収めており、支援への早期接続に向けた関係者への研修などは定期的に実践されています。また、生活困窮者の状況に応じて、適時適切な支援につなげるための訪問調査の実施や支援団体との情報共有による連携支援などを行うことができました。

【重点施策3】 勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進

仕事上の問題をきっかけとした退職や失業により生活困窮や多重債務などの問題を抱えることが自殺リスクを高めるケースが少なくないことから、特にメンタルヘルスへの対策が遅れているといわれる50人未満の事業所等に対して相談先や関係機関の情報提供を行いました。また、商工会や関係機関を通じて経営者への創業支援や、経営安定に向けた資金の融資に対する利子補給支援及び求職者・離職者に向けた情報提供を継続的に行いました。



【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

自殺防止対策を推進する上で、関係者による地域のネットワークを構築し、対策基盤を強化することが重要になります。甲斐市では自殺防止対策に向けて対策協議会、対策本部、対策部会を設置し、関係機関との連携に取り組んできました。また、近隣自治体との情報共有・意見交換や特定の問題に関する事業と連携した支援を継続的に行いました。

【基本施策2】 自殺防止対策を支える人材の育成

自殺を効果的に予防するためには、周りの人がその予兆にいち早く気づき、働きかけを行うことが重要であるため、地域における自殺防止のネットワークの担い手として市職員と市民等に向けた研修をコロナ禍で規模を縮小しながら開催しました。

【基本施策3】 市民への啓発と周知

自殺は誰にでも起こりうる社会の問題として広く認識される必要があることから、広報誌、市のウェブサイトやSNSなど各種メディア媒体を活用した啓発を行いました。また、相談先情報を掲載したリーフレットや冊子及び啓発用ポケットティッシュなどのグッズを活用し、市内の公共施設や公共交通機関、小中学校などで周知しました。なおコロナ禍の影響により街頭でのキャンペーンは実施することができませんでした。

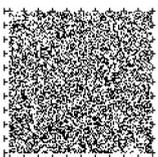
【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺につながる「生きることの阻害要因」の増加は、生きる上で様々な場面で起こりうることであり、その時の状況に見合った支援を行うことが重要になります。そのためそれぞれのライフステージで自殺リスクを抱える可能性のある人に対して、それぞれの「生きることの促進要因」の強化につなげ得る支援を行いました。

相談対応については、DV被害者をはじめ様々な問題を抱える市民に対して、問題解決に向けて必要な支援が得られるように各種相談窓口を設置しました。

子育てを行う親に対しては、妊娠出産から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、親同士の交流の場や子どもの発達等に関する相談会などの機会を提供し、カウンセリングや心のホットラインなどで悩みなどを軽減する取組を行いました。

高齢者に対しては交流を促進する取組とともに、適切な介護サービス等の利用支援を行うことで生活基盤の確保につなげました。また、介護を行う人に対しては、介護者同士が交流し、悩みや問題を共有できる場の提供を行いました。



自殺未遂者に対しては医療機関等と連携した支援を行うとともに、支援機関の専門職員へのゲートキーパー研修会などを実施しました。自死遺族に対しては相談先情報や関連情報などの提供を行いました。

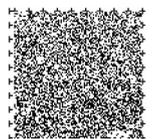
市職員に対しては、心身の健康維持のため、健康相談やメンタルヘルス講習会を提供し、ストレスチェックや健康診断を通じた指導を実施しました。

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応

自殺は様々な要因が複合的にかかわることで誰しもが直面しうるものであり、早い時期から対処法や支援先に対する情報を知っておくことが重要となります。そのため学識経験者、PTA代表、学校職員、その他関係機関による甲斐市いじめ防止連携会議を通じた情報交換を行うとともに、校長会や市教育委員会とともに児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進してきました。また、生徒指導担当者会議においてストレスや不安を抱える児童生徒の心のケアに関する情報提供を行いました。

【生きる支援関連施策】

生きることの包括的な支援につながるとして、本市の既存事業や新たに取り組む事業等のうち、重点施策である3項目に関する取組や基本施策の5項目に関連する取組を「生きる支援関連事業」として自殺防止対策の視点を盛り込んで実施しました。各種取組において様々な市民を対象に生きることの促進要因となるように取り組んでおり、引き続き継続的に取り組んでいく必要があるとともに、新たな取組にも自殺防止の観点を盛り込んでいくことが重要になります。



(2) 結果と課題

ア 結果

自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）の推移は、年ごとに増減を繰り返しており、数値目標を上回っている年もありますが、5年間の平均値では数値目標を下回る結果となりました。

■自殺死亡率各年の数値目標及び実績値

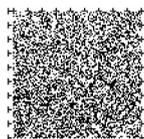
※令和5年は、暫定値

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年間 平均値
数値目標	16.6人 以下	16.3人 以下	15.9人 以下	15.5人 以下	15.1人 以下	15.9人 以下
実績値	10.6人	18.5人	11.8人	15.7人	18.3人	15.0人

前計画では、生きるための包括的な支援として、重点施策、基本施策、生きる支援関連施策において、様々な主体と連携した対策を実施してきたことで、策定以前よりも自殺者数は減少してきていますが、市民意識調査の結果では、自殺を本気で考えたことがある人が約2割いることから、今後も包括的な自殺防止対策を継続して行っていく必要があると言えます。また、市がこれまで行ってきた自殺防止対策についての市民の認知度が約3割となっており、市民の包括的な自殺防止対策の認知度が高まっているとは言えない状況にあります。

イ 課題

自殺防止対策は社会的な取組として継続していく必要があり、個人の自殺につながる様々な要因を早期に発見していくためにも、より多くの人に自殺防止の取組を知ってもらうことが重要となります。そのため第2期計画では社会全体で自殺防止に取り組めるよう、地域の様々なつながりによる包括的な自殺防止対策を行っていく必要があります。

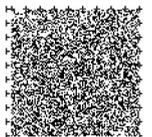


第3章 自殺防止対策の基本的な考え方と取組

1 計画の期間

本計画の計画期間は、国のガイドラインに従って、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
総合計画	← 第2次			← 第3次								
自殺防止対策計画	← 第1期			← 第2期								
地域福祉計画	← 第2次	← 第3次										
成年後見制度利用促進基本計画	← 第1次											
障がい者計画	← 第2次											
高齢者保健福祉計画	← 第9次			← 第10次								
介護保険事業計画	← 第8期			← 第9期								
子ども・子育て支援事業計画	← 第2期				← 第3期							
健康増進計画	← 第3次			← 第4次								



2 計画の数値目標

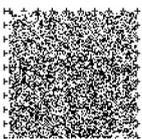
令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）を平成27年の18.5人に対して、10年後の令和8年に30%以上減となる13.0人以下にすることとしています。

本市の第1期計画期間内の令和元～4年の4年間における自殺死亡率の平均は14.2人となっているため、第2期計画では計画期間である令和6～10年の自殺死亡率の平均を、国の目標値と同様に30%以上減とする9.1人以下にすることを目標とします。

なお、本市の平成27年の自殺死亡率（13.4人）における30%以上の減少値は、9.4人となりますが、これより高い削減目標としています。

表6 自殺死亡率数値目標

指標	基準値	数値目標	算出方法
	令和元～4年平均	令和6～10年平均	
自殺死亡率	14.2人	9.1人	令和6～10年の自殺死亡率累計／5年



3 計画の基本方針

自殺は、特定の人の問題ではなく、すべての市民に起こりうる問題であることから、自殺防止対策は、市民の皆さんがお互いに気づき、支えあうことが大切です。そのため甲斐市では、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、以下の6つを、自殺防止対策における基本方針としています。

- (1) 自殺防止対策を、生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 自殺防止対策における実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

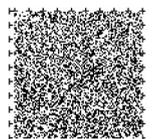
この基本方針のもと、すべての市民が個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。また、これらの方針に則るとともに、前計画の取組を通じて明らかになった課題を克服するための取組も併せて実施していきます。

(1) 自殺防止対策を、生きることの包括的な支援として推進する

自殺リスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、高まるとされています。

そのため自殺防止対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進する必要があります。

そのためには自殺が「社会的な問題」であるとの認知をさらに広め、個人の自殺に関与する経済的、健康的、家庭的な要因に対して、地域社会において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員し、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

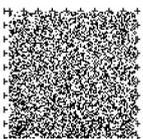
自殺対策は、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な側面を含む包括的なアプローチが必要です。自殺に追い込まれる要因は多岐にわたり、個人の性格や家庭状況から地域・職場の状況と要因は様々です。また、制度の狭間にいる人や複雑な課題を抱え、自分から相談に行くのが難しい人もいます。このため自殺に追い込まれる要因を抱えた人を早期に見つけ、属性に関係なく相談支援、参加支援、地域づくりの支援を様々な機関が連携して統合的に行っていく必要があります。そのためには包括的な支援体制を整備し、住民の参加を奨励し、問題が深刻化する前に早期に発見し、複雑な課題に対処するための関係機関のネットワークを構築することが肝要です。

また、このような取組は、地域共生社会の実現に向けた取組や孤独・孤立対策と共通部分が多くあるため、それらの施策を一体的に行うことが重要であるとともに、生活困窮者自立支援制度も含めた一体的アプローチを行うことで、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺への対応には、自殺につながる要因を減らしていくための「事前対応」、起こりつつある自殺を食い止める「自殺発生の危機対応」、起こってしまった際の影響を最小限にする「事後対応」の3つがあり、それぞれに個々人の問題解決に取り組む対人支援レベル、関係機関の実務的な連携によって支援を行う地域連携レベル、条例等の整備・修正を図る社会制度レベルの対策を連動させて総合的に推進させる必要があります。

さらに、相談相手や問題の解決策を知らないがゆえに起こる自殺を防ぐために、苦しいときに助けを求めるための方法や、助けを求めても良いということを学ぶ教育の実施、孤立を防ぐための居場所づくりなど、「事前対応」の前段階の取組を合わせて推進していくことが重要です。



(4) 自殺防止対策における実践と啓発を両輪として推進する

「自殺は誰にでも起こりうる危機であり、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるように、積極的な普及啓発を行っていくことが重要です。しかし、精神疾患や精神科医療に対する偏見があり、精神科医や支援機関などに助けを求めることに対して心理的な抵抗があることが、助けを求めることの障壁になっています。

これまで行ってきた市民に対する自殺防止のための様々な啓発活動について、市民の認知向上に向けたさらなる情報発信を行うことが必要であるとともに、自殺の危機に陥った際に誰かに助けを求めること、そして専門家等への相談に対する心理的なハードルを下げるための啓発活動を併せて行っていくことが重要になります。

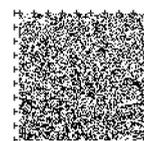
(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

地域を挙げた自殺対策を総合的に推進するためには、地方自治体や民間団体、支援機関が連携しネットワークを構築することによって、必要な情報の共有ができる地域プラットフォームを作り上げることが重要です。また、そのような地域プラットフォームが他の地域と横断的に繋がるネットワークづくりを推進することも重要になります。

地方自治体は地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有するため、自殺防止対策計画に基づき、地域における各主体の緊密な連携・協働を図りながら自殺対策を推進する必要があります。そして関係団体や民間団体、地域の企業や市民が自殺対策に参画できるようネットワークづくりに主体的に取り組んでいく必要があります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

地域において自殺対策に関わる関係者は、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することがないように自殺対策に取り組む必要があります。



4 自殺防止対策施策の体系

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺防止対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げています。

本市の自殺防止対策は、その基本理念を踏まえ取り組むこととし、「甲斐市における自殺の現状」から見えてくる背景や原因等に対して取り組むべき「重点施策」と、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市区町村が共通して取り組むべき「基本施策」、そして、その他の事業をまとめた「生きる支援関連施策」の3つの施策群で構成しています。

重点施策では、本市における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に沿った取組として、「高齢者の自殺防止対策の推進」、「無職・失業者の自殺防止対策の推進」、「勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進」の3つを一体的かつ包括的に取り組んでいきます。

基本施策で掲げた、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺防止対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応」の5つは、地域で自殺防止対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組となっています。

また、「生きる支援関連施策」は、既存事業において自殺防止対策の視点で捉えることができる事業や自殺防止対策につながる可能性のある事業や取組を内容別に分類し、まとめたものです。

自殺防止対策施策の体系

3つの「重点施策」(21事業)

甲斐市における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に沿った取組

高齢者の
自殺防止対策の推

無職・失業者の
自殺防止対策の推

勤務・経営問題に関
わる自殺防止対策の

5つの「基本施策」(41事業)

地域で自殺防止対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域における
ネットワークの強化

自殺防止対策を支える
人材の育成

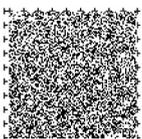
市民への
啓発と周知

生きることの
促進要因への支援

児童生徒のSOSの出
し方に関する教育とその

生きる支援関連施策(131事業)

既存事業において自殺防止対策の視点で捉えることができる事業、自殺防止対策につながる可能性のある事業や取組



5 3つの「重点施策」

本市では、自殺総合対策推進センターが作成した「甲斐市自殺実態プロファイル」をもとに、「勤務・経営」、「無職・失業者」、「高齢者」を自殺リスクの高い集団として設定しており、これらを理由とした自殺の防止について、今後の重点施策と定めた上で取組を進めています。

【重点施策1】 高齢者の自殺防止対策の推進

関連するSDGsゴール



高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあるため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。中でも近年増えつつある、子どものひきこもり状態が長期化し、支援している親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかたりするなどし、一家が孤立・困窮してしまう「80代の親と50代の子」を意味する「8050（はちまる・ごまる）問題」が顕在化し、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も発生しているのが現状です。

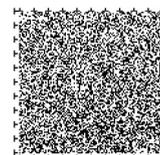
そこで、本市では何らかの支援が必要な高齢者の支援に関する情報を本人のみならず支援者に対しても積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することができる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進します。

（1）高齢者とその支援者への各種支援先情報の周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

① 啓発リーフレットの配布

- ・ 高齢者が健やかに暮らすためのあらゆる相談に対応する、地域の総合相談窓口である地域包括支援センター及び各支所窓口において啓発リーフレットを配架することで、対象者への情報周知を図ります。（長寿推進課）
- ・ 地域で暮らす高齢者が、身近な場所で定期的集う「ふれあい・いきいきサロン」において、啓発リーフレットを配布することで高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。（長寿推進課）



- ・ 支援が必要な高齢者には、地区の民生委員等を通じて、情報の周知を図ります。
(長寿推進課)

(2) 支援者の「気づき力」の向上

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐ対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー^{*2}研修の実施や受講の推奨を行います。

① 既存の研修枠やイベント等の機会の活用

- ・ 介護支援専門員を対象とした連絡会や研修会等で、地域の高齢者の自殺実態や高齢者が抱え込みがちな自殺リスクを説明することで、支援者の理解の醸成を図ります。
(長寿推進課)
- ・ 介護認定調査員に自殺防止対策の視点を身につけてもらえるよう、研修会（年1回開催）の場において地域の高齢者の自殺実態や、高齢者が抱え込みがちな自殺リスク等について、説明を行います。(長寿推進課)
- ・ 市民向けに毎年開催している権利擁護講演会において、自殺防止対策に関する説明を行うことにより、地域における高齢者の自殺の実態とその対策に関する市民の理解促進を図ります。(長寿推進課)

② ゲートキーパー研修の受講の推奨

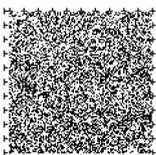
- ・ 地域包括支援センターの保健師等の専門職員に対してゲートキーパー研修の受講を促進することで、自殺リスクを抱えた相談者を早期に発見し支援へつなげていくことを目指します。(長寿推進課)
- ・ 介護支援専門員等の介護事業従事者に対してゲートキーパー養成講座の受講を推奨することで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を進めます。(長寿推進課)
- ・ 「認知症サポーターキャラバン事業」における養成講座を受講・修了した認知症サポーターに対してゲートキーパー研修の受講を促進することで、自殺リスクを抱えた認知症の人やその家族の早期発見と対応を進めます。(長寿推進課)

(3) 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加への推進

地域における各種イベント等の開催や自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

① 地域における高齢者向け「居場所づくり」の推進

- ・ 65歳以上の高齢者を対象に、ストレッチや筋力トレーニング、水中歩行等の教室を開催し、運動機能低下の予防及び向上を図るとともに、自主的に予防活動に取り組んで継続する習慣を身につける機会を設けることで、生きがいなどを実感できるような地域づくりを推進します。(長寿推進課)



² ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

- ・ 高齢者が公民館等の身近な場所で、地域住民とともに楽しく仲間づくりを行う集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」の設立を支援します。(長寿推進課)
- ・ 高齢者が公民館等の身近な場所で、介護予防となる活動を地域で自主的に行う、住民主体の通いの場において、リハビリテーション専門職が技術的助言を行う等、安全かつ効果的に活動が行えるよう支援します。(長寿推進課)

② 各種講座や教室等を通じた社会参加の推進

- ・ 各種講座や軽スポーツ等の教室、老人クラブの活動、高齢者と子どもの帰り道ふれあい事業等への参加に加え、様々な人との交流を通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につながるよう支援します。(生涯学習文化課、スポーツ振興課、長寿推進課)

(4) 介護者（支援者）への支援の推進

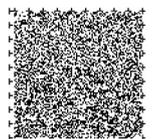
家族の介護疲れによる共倒れや、介護従事者による虐待等の発生を防ぐためにも、高齢者本人だけでなく相対する支援者への支援も合わせて推進します。

① 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

- ・ 高齢者が健やかに暮らすためのあらゆる相談に対応する地域の総合相談窓口である地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけではなく福祉・健康・医療等、様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支援します。(長寿推進課)
- ・ 家族介護者相互の交流を図るとともに介護による身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的に家族介護交流事業を実施します。(長寿推進課)
- ・ 認知症の人と家族の社会参加を促進するために、地域の人と気軽に交流ができ、活動を行うことができる場として、認知症カフェを開催します。こうした活動の場を通じて、認知症になっても認知症の人や家族が安心して地域で生活できるように、人と地域のつながりが持てるよう支援します。(長寿推進課)

評価指標

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	算出方法
本市の自殺防止対策に対する高齢者の認知度	31.1%	41.0%	市民意識調査



【重点施策2】 無職・失業者の自殺防止対策の推進

関連するSDGsゴール



勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えていることや、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えていることもあり、多様な問題を複合的に抱えていることが考えられます。また、失業によって経済的困窮だけでなく地域からも孤立することも、自殺のリスクを高める要因となっています。

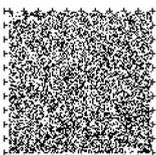
これらのことから無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付けるとともに、自殺リスクの高い人のリスクを詳しく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築していく必要があります。

(1) 無職・失業者等に対する相談窓口等の充実

無職・失業者中の人に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と緊密に連携し、就労支援窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、無職・失業者への包括的な支援を推進します。

① 無職・失業により生活苦に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

- ・ 離職者や失業者等が早期に再就職できるようハローワークと連携し、様々な雇用形態に対応した最新の求人情報を市役所ロビーで情報提供します。また、市内に就業場所があるパート求人を取りまとめて情報提供するなど、市民への就労支援の充実を図ります。(商工観光課)
- ・ 離職した人の生活の安定及び再就職支援のため、関係機関の支援内容等を取りまとめたガイドブックを作成し、情報提供に努めます。(商工観光課)
- ・ 就業支援をはじめとした、自立相談や家計相談、子どもに対する学習支援、住宅確保資金の給付等の各種自立支援事業の実施に加えて、他課との情報共有や連携強化に向けたツールを導入することで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。(福祉課)
- ・ 相談窓口等に訪れた無職・失業者に対して、再就業や生活再編までの間に日々の暮らしを支えるために利用できる様々な制度の情報提供を行います。(福祉課)



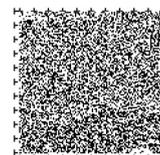
- ・ 生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援事業と連携し、相談状況により食糧等の生活支援が必要な貧困家庭へ、甲斐市パーソナルサポートセンターを通じ家庭や企業等から提供を受けた食品等を提供することで、生活が困窮している家庭や生活困窮者自立支援事業の対象者等への支援を行います。（福祉課）
- ・ 全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率は5割を超えていることを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図ります。（子育て支援課）
- ・ 経済的な理由から就学や進学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助するほか、進学にあたって必要な資金を奨学金として貸与することにより、生活に困窮している世帯の児童生徒の就学・進学を支援します。（学校教育課、教育総務課）
- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されない、または困窮が世代を超えて連鎖しないよう、生活保護受給世帯や生活困窮世帯等の子どもを対象に学習支援及び食料支援を行います。（福祉課）

（2）支援につながっていない人に対する早期支援への取組

無職・失業により生活苦に陥っている人の中には、支援制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そのため本市では、行政側から対象者への働きかけを積極的に行うなど、支援につなぐためのアウトリーチの体制を強化します。また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

① 滞納金を徴収する担当職員へのゲートキーパー研修を通じた支援へのつなぎの強化

- ・ 税金や保険料等を未納・滞納している人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があることから、「甲斐市市税等収納対策部会」の職員を中心に、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、未納金や滞納金の徴収過程での問題に早期に気づき、支援へとつなげることのできる体制づくりを進めます。（収納課、保険課、上下水道業務課ほか）



② 問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

- ・住民と日頃から相対し、地域の状況を熟知している民生委員・児童委員を対象にした研修の中に、自殺防止対策の内容を入れ込むことにより、自殺のリスクを抱えた地域住民の早期発見と対応の推進を図ります。（福祉課）
- ・地域住民への声掛け、見守り活動を行っている愛育会の研修に、自殺リスクへの気づきや支援機関へのつなぎの方法等に関する内容を入れ込むことで、生活状況が悪化する前の段階で支援につなげられる体制づくりを検討します。（健康増進課）
- ・様々な相談・支援を行う甲斐市社会福祉協議会の職員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えた市民の早期発見及び支援の提供を進めます。（福祉課）
- ・住居をもたない人、またはネットカフェ等の不安定な居住形態、いわゆるホームレスの状態にあるなどの生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業により一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等の支援を行います。（福祉課）

（3）多分野の関係機関が連携・協働する基盤整備

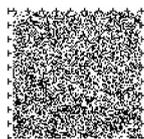
多分野の関係機関が連携し、「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整備するとともに、それら取組の推進にあたって必要となるツールの活用等を進めます。

① 生活保護受給者における生活状況等の把握に向けた調査の実施

- ・生活保護受給者の病気や生活状況等の把握に向けた調査を実施し、自殺リスクや問題等の早期発見及び支援の提供を進めます。（福祉課）

② 各機関の連携促進と包括的な支援の提供に向けた情報共有

- ・生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を、関係機関が連携して支援していくために、複数の関係機関の間で支援の状況や、相談者とのやりとりに関する情報等の共有化を図っていきます。（福祉課ほか）



(4) 無職者・失業者の孤立を防ぐための環境整備

自殺のリスクの高い無職・失業者には生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した人や社会的役割を喪失した人、就業しておらず社会との接点に乏しい人、身近な人間関係の課題がある人など社会的に孤立している人が少なくないため、これらの人々が地域とつながり、支援につながるができるよう、孤立を防ぐための環境整備を進めます。

① 無職・失業者への孤立・孤独対策の実施

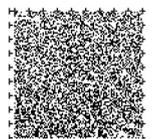
- ・ 孤立・孤独のリスクを抱えるおそれのある無職・失業者に対して、個人が抱える問題を共有することで課題解決に取り組むとともに、様々な人とつながることで孤立・孤独を防ぐための支援を行います。（福祉課）

② 若者の就業に関する相談支援等の実施

- ・ 10～20代の若者とその家族を対象にひきこもりや精神保健福祉に関する相談窓口を設置し、相談支援体制の強化を図るとともに若者や保護者を対象とした命の尊さ・大切さについて考えてもらう「いのちの講演会」を開催します。
（障がい者支援課、健康増進課）
- ・ 甲府公共職業安定所等が実施する、働くことに悩みを抱えている若者に対するサポートや職場見学・職場体験、職場実習（OJT訓練）による基礎的能力の向上による就労支援に関する情報を周知します。（商工観光課）

評価指標

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	算出方法
本市の自殺防止対策に対する無職・失業者の認知度	28.7%	38.0%	市民意識調査



【重点施策3】 勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進

関連するSDGsゴール



有職者における自殺の背景の一つとして勤務・経営問題が挙げられます。職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに自殺リスクが高まるケースは少なくありません。

また、平成28年度の経済センサスー活動調査によると、市内事業所の9割以上は従業員50人未満の事業所ですが、そうした事業所では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れていると指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することが必要です。

平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺への対策の推進が「当面の重点施策」として追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっています。このことから本市でも、積極的に対策を進めます。

(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減を図る取組

一般的にメンタルヘルス対策が遅れているといわれる50人未満の事業所に対し、過労やパワーハラスメント、職場の人間関係等による自殺のリスクを低減させるため、甲斐市商工会等の関係機関と連携を図り、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進やストレスチェック³の実施など、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組を通じて、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる環境づくりを推進します。

① 相談先の情報提供

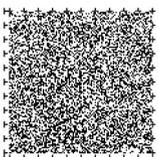
- ・ 経営者や企業・創業を目指す人の相談窓口として、甲斐市商工会をはじめ、やまなし産業支援機構等の総合相談ができる窓口の情報提供を行います。また、労働者が労働に関する様々な悩みや疑問について相談できる、労働基準監督署等の労働問題に関する相談先を案内します。（商工観光課）

② 相談先リーフレットの配布

- ・ 悩みや問題を抱えた労働者や経営者が、必要としている情報に対する相談先のリーフレットを配布し、適切な相談機関へつながるよう周知を図ります。（商工観光課）

③ 職場のメンタルヘルス対策の普及促進

- ・ 市内の事業所の多くが、メンタルヘルスについて対策が遅れているといわれる50人未満の事業所であるため、山梨県中北保健所が実施する「出張メンタルヘルス講座」の周知や講座の実施により、メンタルヘルス対策の普及啓発を促進します。（商工観光課、障がい者支援課）



³ ストレスチェック：質問票に労働者が回答することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べることができる検査のこと。

④ 雇用施策の推進

- ・ 地域における雇用創出施策や地域が必要とする人材の大都市圏からの掘り起し、還流及び働き方改革等の重要な雇用施策を効果的に推進できるよう、甲府公共職業安定所が主催する地域労働関係協議会に参画し、国の労働行政機関、事業主体団体、近隣自治体等との連携・協力関係を構築します。(商工観光課)

⑤ 中小企業・小規模事業者等の振興対策

- ・ 甲斐市中小企業・小規模企業振興会議において、市民、行政等が協働して中小企業・小規模事業者等の振興に関する施策を総合的に推進できるよう、企業等の健康経営に関するセミナー等を開催し、市の経済の健全な発展及び市民生活の向上に努めます。(商工観光課)

(2) 経営者・従業員への支援

中小企業の経営安定のための補助事業を推進するとともに、生産性向上等への取組に対して、税制上の優遇措置や国の補助金の採択支援に努めます。

① 小規模企業者経営改善対策資金に対する利子補給の実施

- ・ 市内の従業員 20 人以下の小規模企業者に対し、経営安定に必要な資金の融資を受けた場合、金融機関へ支払った利子の一部を補助します。(商工観光課)

② 創業支援事業の推進

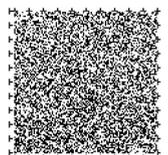
- ・ 起業・創業を目指すために、甲斐市商工会や金融機関が実施する「創業塾」、「アグリビジネススクール」、「企業家養成セミナー」等を受講した市民に対し、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明するなど、起業・創業を推進します。(商工観光課)

③ 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定と支援

- ・ 平成 30 年 6 月に生産性向上特別措置法に基づき策定した、導入促進基本計画により、中小企業者からの先端設備等導入計画について審査を行い、認定となった場合は固定資産税の特例措置等の支援や国が実施する補助金を優先採択が受けられるよう、経営者の支援に努めます。(商工観光課)

評価指標

指標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
メンタルヘルス講座の開催	実施	実施	実施	実施	実施



6 5つの「基本施策」

5つの基本施策とは、地域で自殺防止対策を推進する上で欠かすことのできない取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」、「自殺防止対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応」です。これらの各施策を連動させつつ、強力にかつ総合的に推進することで、本市の自殺防止対策の基盤を強化します。

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

関連するSDGsゴール



自殺防止対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺防止対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて展開されているネットワーク等の自殺防止対策との連携の強化にも取り組みます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

① 自殺防止対策本部会議の開催

- ・ 市長を本部長に、副市長、教育長及び全部局長・監で構成する甲斐市自殺防止対策本部を設置し、本市の自殺を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的に本部会議を開催し、行政全体として自殺防止対策を推進します。
(障がい者支援課)

② 自殺防止対策部会の開催

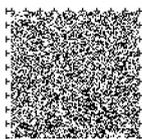
- ・ 甲斐市自殺防止対策本部の下に、市内の自殺防止対策関係部署の課長で構成する対策部会を設置し、市内を横断的に関係部署が連携・協力するなかで本市の自殺防止対策の推進を図ります。(障がい者支援課)

③ 自殺防止対策協議会の開催

- ・ 地域住民の代表者や医療、保健、福祉、子育て、教育、警察、消防、労働、経済等の関係機関を構成員とする協議会を開催し、ネットワークづくりを推進します。
(障がい者支援課)

④ 近隣自治体とのネットワークの強化

- ・ 山梨県中北保健所管内の自治体や警察、消防、医療機関、労働関係機関等で構成される、中北保健所地域セーフティネット連絡会議に参画し、国や県、中北保健所管内の自殺の現状、自殺防止対策の取組内容や課題等について、情報共有・意見交換を行い、近隣自治体等とのネットワーク強化に努めます。(障がい者支援課、健康増進課)



(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化**① 生活困窮者自立支援事業との連携強化**

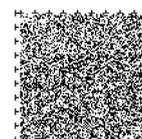
- ・ 自殺防止対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。
(福祉課)

② 甲斐市地域自立支援協議会の開催

- ・ 甲斐市に居住する障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障がい福祉に関する方策や情報共有に必要なツールの導入等を協議し、関係機関との連携を図ります。
(障がい者支援課)

評価指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自殺防止対策本部会議の開催	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
自殺防止対策協議会の開催	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上



【基本施策2】 自殺防止対策を支える人材の育成

関連するSDGsゴール



自殺を効果的に予防するためには、周りの人がその予兆にいち早く気づき、働きかけを行うことが重要です。そのため、自殺防止対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本市では自殺防止対策の推進にあたり、市職員だけでなく、市民等に対しても研修等を開催することで、地域におけるネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

(1) 市職員を対象とした研修

① 一般職員向けゲートキーパー養成講座の開催

- 市役所の窓口等において、市民の心の変化にいち早く気づき、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、市職員を対象としたスキルアップ研修や接遇研修等を活用し、自殺防止対策に関する知識やスキル等の習得に努めるとともに、ゲートキーパー養成講座の受講を促進します。(障がい者支援課)

② 専門職員向けゲートキーパー養成講座の開催

- 保健、医療、介護、福祉、経済等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を促進します。(障がい者支援課)

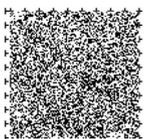
③ ケースワーカー向けゲートキーパー養成講座の開催

- 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者等、生活困窮者を支援するケースワーカーに対して、利用者が直面しがちな自殺のリスクについて学ぶための研修を案内するとともに、ゲートキーパー養成講座の受講を促進します。(障がい者支援課)

(2) 市民等を対象とした研修

① 市民向けのゲートキーパー養成講座の開催

- ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において問題を抱えて悩み、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の担い手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。(障がい者支援課)



② 団体やボランティア向けゲートキーパー養成講座の開催

- ・ 様々な相談・支援等を行う甲斐市社会福祉協議会やボランティアセンターに登録し活動する市民・団体、また日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員児童委員や認知症サポーター等に対して、ゲートキーパー養成講座への参加を呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。
(障がい者支援課)

評価指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
職員向けゲートキーパー養成講座の受講率 (累計)	45%	55%	65%	75%	85%
市民向けゲートキーパー養成講座の参加者数 (累計)	40人	60人	80人	100人	120人



【基本施策3】 市民への啓発と周知

関連するSDGsゴール



自殺は特定の人に起こる問題ではなく誰にでも起こりうる問題であり、個人の問題ではなく社会の問題として市民に広く認識されるとともに、危機に陥った際には周囲の人や専門家に助けを求めることが抵抗なくできるような認識を作っていく必要があります。そのため、自殺問題や甲斐市の自殺防止対策に対する取組や相談体制等に関する情報を様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民が自殺防止対策や危機に陥った際に周囲の人や専門家に助けを求めることの重要性について認識してもらえよう、講演会等を開催します。また、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間には、広報誌やSNS、CATV等幅広い媒体を活用した発信を行うとともに、市が所管する様々な施設等と連携した情報掲示を行うことで、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の積極的な周知を図ります。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

① 相談先情報を掲載したリーフレットの配布

- ・ 納税や保険料の支払い、介護や子育て、葬祭費等の各種手続や、相談のために窓口を訪れた市民に配布するほか、交通災害共済の募集や消費生活問題に関する啓発、成人式等の様々なイベントの開催時に、生きる支援に関する相談先等を掲載したリーフレット（以下「リーフレット」という。）を配布することで、市民に対する情報周知を図ります。（障がい者支援課）

② 地域のネットワークを活用した情報提供

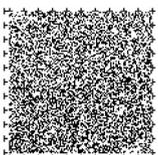
- ・ 甲斐市社会福祉協議会や甲斐市自立支援協議会の構成員など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報周知を図ります。（障がい者支援課）

③ 障がい者向け冊子等への情報掲載

- ・ 障がい者向けの冊子等に、生きる支援に関連した地域の相談先等の情報を掲載します。（障がい者支援課）

④ 公共交通機関における情報の周知

- ・ 市民バス等の車内に、自殺防止対策に関するポスター等の掲示を実施します。（経営戦略課・障がい者支援課）



(2) 各種メディア媒体等を活用した啓発活動

① 自殺防止キャンペーンの開催

- ・ 商業施設や駅前等の人通りが多い場所で、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間において、リーフレット等を配布します。(障がい者支援課)
- ・ 3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間を周知するため、図書館において関連図書等の展示やリーフレットの配布を行います。(図書館)

② 市民向けの講演会開催

- ・ 自殺防止対策や危機に陥った際に周囲の人や専門家に助けを求めることの重要性について認識してもらえるよう、市民に向けた「いのちの講演会」を開催します。(障がい者支援課)

③ 広報誌の活用

- ・ 3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせ、市広報誌で自殺防止対策関連の記事や相談先等を掲載し、市民に対する施策の周知と問題理解の促進を図ります。(秘書課、障がい者支援課)

④ SNS等を通じた情報発信

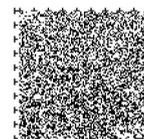
- ・ 自殺防止対策に関する情報や正しい知識、危機に陥った際には周囲の人や専門家に助けを求めることを認識してもらうため、市ウェブサイトやSNSを活用し、啓発と情報の発信に努めます。(秘書課、障がい者支援課)
- ・ 児童生徒に向けた自殺防止対策に関する正しい知識、危機に陥った際には周囲の人や専門家に助けを求めることや相談窓口などの情報発信を市ウェブサイトやSNSを活用して実施します。(学校教育課)

⑤ 自治会を通じた情報提供

- ・ 自治会へ回覧板等で情報提供を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割等について、地域住民の理解の促進を図ります。(市民活動支援課、障がい者支援課)

⑥ CATVを活用した情報発信

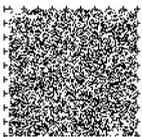
- ・ 3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせ、自殺防止対策の重要性と相談先等に関する情報発信を行い、市民に対する施策の周知と問題理解の促進を図ります。(秘書課、障がい者支援課)



評価指標

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	算出方法
本市の自殺防止対策に対する市民の認知度	27.1%	40.0%	市民意識調査

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自殺防止キャンペーンの実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
いのちの講演会の開催	実施	実施	実施	実施	実施



【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

関連するSDGsゴール



自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所づくりを含む）

① 包括的相談支援体制（重層的支援体制）の構築

- ・相談・支援業務の内容に応じて、市の相談窓口や専門機関と連携して、相談・支援の強化に努めます。福祉の各分野を超えた包括的な相談支援体制を整備し、各分野が連携した福祉サービスを提供できるように努めます。（福祉課）

② 相談窓口に係る情報発信

- ・自殺のリスクが高い人は、心や体の健康問題、倒産・失業、家庭内不和、近隣住民トラブル、多重債務等の深刻な問題を複数抱えているケースも少なくないため、「市民相談・行政相談」や「無料市民法律相談会」のほか、山梨県が開設している各種相談窓口や山梨県弁護士会が開設する「無料弁護士相談」等に係る情報の周知を進めます。（市民活動支援課ほか）

③ 甲斐市版ネウボラ^{*4}による支援

- ・うつ傾向や子育てに不安や負担感を抱いている妊婦や母親に対して、保健師が母子コーディネーターとなり、地域、保育園や幼稚園、学校、医療機関等の関係機関と連携し、関係者が一丸となって妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供します。（健康増進課）

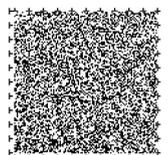
④ 適切な介護サービス等の利用支援

- ・高齢者の身体等の状態変化に合わせ、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるよう介護保険制度等の利用案内や相談体制を充実します。また、65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者を入所判定会の判定に基づき決定し、養護老人ホームに入所措置を行います。（長寿推進課）

⑤ 高齢者の集いの場の支援

- ・高齢者が地域で元気に生活ができるよう「ふれあい・いきいきサロン」の拡充や「認知症カフェ」等での交流等を促進します。（長寿推進課）

⁴ ネウボラ (NEUBOLA)：子育て先進国フィンランドの子育て支援サービス。妊娠期から出産、子育て期までの子どもとその家族への切れ目のない支援を行う。



⑥ 子ども家庭総合支援拠点による支援

- ・ 児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談等に対応し、必要に応じて関係機関との連携により課題の解決を図ります。また、虐待の可能性が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。（子育て支援課）

⑦ 子育て世帯に対する支援の提供

- ・ 保護者同士が自由に交流できる「子育てひろば」等を通じて、保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供など、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。また、「ショートステイ」等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。（子育て支援課）

⑧ 家庭教育カウンセリングの実施

- ・ 児童生徒、保護者、教職員を対象に学校や家庭の悩みごとについて、カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、悩みの解消や問題点についての改善を図ります。（生涯学習文化課）

⑨ 悩み相談「心のホットライン」

- ・ 子育てやしつけ等の家庭教育に関する悩み、いじめや友だち関係、不登校など学校に関する悩みについて、青少年育成カウンセラーが電話による相談に応じます。また、相談内容に応じて関係機関と連携を図ります。（生涯学習文化課）

⑩ 心の対話の場所「子育てしゃべり場」

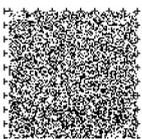
- ・ 子育て中の保護者が抱える育児に関する悩み等を、カウンセラーを囲み座談会形式で相談できる場所を提供し、同じ境遇にある人たちが悩みを打ち明けることを通じた不安の解消を図ります。（生涯学習文化課）

(2) 自殺未遂者への支援**① 医療機関等との連携の強化**

- ・ 医療機関等からの連絡を受け、関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。（健康増進課、障がい者支援課）

② 支援機関の専門職員に対する研修会の実施

- ・ 保健・介護・生活・子育て等に関する支援機関の専門職員等に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会の受講を推奨し、地域の支援力の向上と連携強化を図ります。（障がい者支援課）



(3) 遺された人への支援**① 自死遺族への情報周知**

- ・ 各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺防止対策の関連情報を市ホームページや広報誌等に掲載することで、自死遺族への情報周知を進めます。
(秘書課、障がい者支援課)

(4) 支援者への支援**① 介護者への支援**

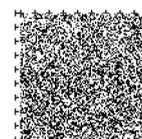
- ・ 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題につき、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流を図る「家族介護者交流事業」を開催します。(長寿推進課)

② 市職員への支援

- ・ 健康相談やメンタルヘルス講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや健康診断の結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の心身面における健康の維持増進に努めます。(人事課)

評価指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
包括的相談支援体制 (重層的支援体制)の 構築	移行準備	移行準備	移行準備	実施	実施



【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応

関連するSDGsゴール



経済・生活問題や勤務問題、家庭関係の不和、心身面での不調等の自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから本市では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) SOSの出し方に関する教育の取組

① 児童生徒が抱える悩みや不安等の早期発見、早期対応

- ・ 教職員が普段の学校生活の中での児童生徒の言動や行動では気づけない悩みや不安等を早期に発見し、心理面や行動面の深い理解をともなって、適切な指導・支援を行うために、心理テスト（hyper-QU 検査）やアンケート調査を実施します。また、教職員が調査結果から危険性のサインを察知し、該当する児童生徒の様子を細かく観察し、意識して声をかけ、相談にのるなど、一人で悩みを抱え込まないよう、具体的な対策を講じます。（学校教育課）

② いじめ問題への取組の充実

- ・ 「甲斐市いじめ防止基本方針」に基づき学校、甲斐市教育委員会、家庭等が連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。また、甲斐市いじめ防止連携会議を開催し、地域における公的機関（児童相談所、警察、法務局、市PTA連絡協議会、市校長会）等との連携・推進を図るとともに、いじめ防止等の対策に関する情報交換を行います。（学校教育課）

(2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進

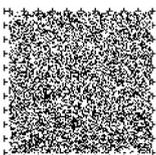
① 学校長に対する研修の実施

- ・ 市内学校長を対象に開催される学校連絡会において、各校でハイリスク児童生徒を把握し、適切な対応ができることを目指した研修を行います。（学校教育課）
- ・ 全国的な若者の自殺実態及び彼らの抱え込みがちな自殺のリスク等の情報を提供し、SOSの出し方に関する教育の必要性の理解を深めていきます。（学校教育課）

(3) SOSの出し方に関する教育の推進に向けた取組

① 教職員の理解向上への取組

- ・ 児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の理解向上のための研修など、国・県の動向等を踏まえ取組を検討します。（学校教育課）

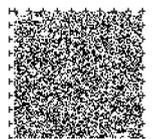


② 推進に向けた調査・研究

- ・ 小中学校において、児童生徒が社会で直面する様々な困難やストレス等への対処方法を身に付けるための「SOSの出し方に関する教育」を実施し、更に先進自治体の指導資料や推進状況等を調査・研究します。(学校教育課)

評価指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
SOSの出し方に関する教育の実施	16校	16校	16校	16校	16校



7 生きる支援関連施策

関連するSDGsゴール



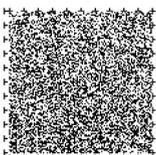
自殺対策とは、「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、本市が取り組んでいる既存事業及び新たに実施する事業等の中で、自殺防止対策（生きることの包括的な支援）に資する事業を抽出し、3つの「重点施策」、5つの「基本施策」に分類しました。

ここでは、前述した事業の他、「生きる支援関連事業」として自殺防止対策の視点を盛り込み、取組を推進する事業を分類・整理しました。

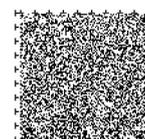
・重点施策

【重点施策1】 高齢者の自殺防止対策の推進

担当課	事業名	内 容
長寿推進課		
	介護予防把握事業	窓口相談などを通じて基本チェックリストを実施し、支援が必要な人の早期発見・早期対応につなげます。
	介護予防普及啓発事業	介護予防のための運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善等をテーマに各地区公民館で介護予防教室を開催するとともに、運動機能低下の予防及び向上を図り、自主的に予防活動に取り組み継続する習慣を身につけることを目的に、ストレッチや筋力トレーニング、水中歩行等の教室を開催します。
	高齢者友愛訪問事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者等の自宅を地区民生委員が訪問し、安否確認を行うとともに、乳酸菌飲料を支給します。
	配食サービス事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の食生活の改善を図るとともに、定期的な安否確認のため、夕食の配食を行います。
	介護相談員派遣事業	介護サービスが提供される施設やサービス事業所等を訪問し、介護サービス利用者の相談に応じて、利用者が安心して介護サービスを受けられる体制をつくとともに、介護サービスの向上につなげます。
	高齢者福祉タクシー・バス利用料金助成事業	高齢者の社会活動の範囲を広げ自立を支援するために、タクシーまたはバス利用時の利用券を交付します。
	認知症ケアパスの普及啓発	認知症と疑われる症状が発症したときから、進行状況にあわせて、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいかの流れを標準的に示す、認知症ケアパスが認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有されるよう普及を図ります。

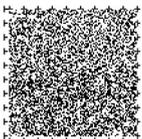


長寿推進課（つづき）	
認知症初期集中支援事業	複数の専門職が家族の相談等により、認知症と疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等早期の支援を包括的・集中的に行います。
認知症高齢者等見守りネットワーク事業	地域の見守り支援により、地域に暮らす認知症高齢者等の異変をいち早く発見し、適切な支援につなげる地域の見守り体制を構築するとともに、行方不明時に迅速に探す協力体制を整備し、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えます。
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者や基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況等に応じて介護予防及び生活支援等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供され、自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、専門的視点から必要な支援を行います。
総合相談・支援事業	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービス関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。地域の出先相談窓口及び休日夜間の相談対応については、市内4か所の在宅介護支援センターに委託して行います。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを行います。
高齢者虐待対応	虐待の通報等があった場合には、速やかに当該高齢者の状況を確認するなど、状況に即した適切な対応を行うとともに、地域の様々な関係者とのネットワークを強化し早期発見・早期対応につなげます。また、緊急性が高い事例や困難事例については、必要に応じて老人福祉施設等への措置支援や成年後見制度等を活用した支援を行います。



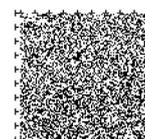
【重点施策2】 無職・失業者の自殺防止対策の推進

担当課	事業名	内 容
税務課		
	生活困窮者支援	課税に関する減免申請などについて周知及び相談を行います。
収納課ほか		
	滞納者への納税指導及び相談	市税、保育料、市営住宅家賃等の徴収について、納付期限までに支払いができない人は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、状況に応じた納付相談を行います。
福祉課		
	生活困窮者自立支援事業	相談や指導等を通して複合的な問題を抱える、生活困窮世帯への支援や子どもに係る貧困の負の連鎖について解消を図ります。
	就労自立給付金	生活保護受給者が就労等により生活保護から脱却した際、税や社会保険料等の負担が生じるため、保護受給中の就労収入の内、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、保護廃止に至った時に支給し、脱却直後の不安定な生活を支え、再度生活保護に陥ることを防止します。
上下水道業務課		
	生活困窮者支援	納付期限までに支払いができない水道料金等の滞納者は、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある可能性が高いため、状況に応じた納付相談を行います。



【重点施策3】 勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進

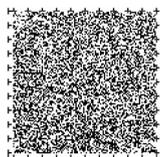
担当課	事業名	内 容
障がい者支援課		
	障がい者雇用に関する啓発	障がいのある人の雇用促進を図るため、公共職業安定所等関係機関と連携し、地元企業・事業所等に障がい者雇用に関する啓発活動を行います。また、障がいのある人に配慮した就労環境の整備についても働きかけます。
	障がい者雇用機会の拡大	障がいのある人を雇用する場合の各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。また、公共職業安定所等が主催する障がい者就職面接会等を活用して雇用の拡大にも努めます。
商工観光課		
	商工会事業に対する補助	市内商工業の発展のため、商工会が行う事業や地域資源等を活用した新商品開発や販路開拓事業への助成、地域経済の活性化に向けた中小企業者等への経営指導に対し補助を行います。
	セーフティネット保障制度	取引先等の再生手続などの申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により安定経営に支障が生じている中小企業者について、市の認定を受けることにより、県信用保証協会の保証限度額の別枠化を行う制度を実施します。



・基本施策

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

担当課	事業名	内 容
市民活動支援課		
	ボランティア・NPO活動への支援	ボランティア団体やNPOとの情報交換や交流を促進し、関係課との連携によるボランティアネットワーク構築を支援します。
市民活動支援課、敷島・双葉支所市民地域課		
	地域コミュニティ活動の支援	誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、自治会への加入推進を図り、自治会等における地域活動を支援します。
福祉課、長寿推進課、市民活動支援課、敷島・双葉支所市民地域課		
	災害時や緊急時の支援体制の充実	市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、各地区の自主防災組織、民生委員児童委員、警察、消防等の避難支援等関係者と情報共有し、緊急時の迅速かつ的確な対応が行えるよう支援します。
福祉課		
	地域福祉推進体制の整備	市社会福祉協議会を通して、地域福祉に関する各種団体の活動を支援することにより、地域住民・団体・行政での地域福祉が活性化するよう努めます。
長寿推進課		
	生活支援体制整備事業	地域のささえ合い、助け合いを市全体で広げる取組を推進するため、住民主体のささえ合い・助け合いの地域展開を目指し、地域の取組を支援します。
健康増進課		
	甲斐市愛育連合会の活動支援	地域に住む子どもから高齢者までの健康づくり、地域づくりの担い手として活動している愛育会を支援します。
防災危機管理課、建設課		
	防災ハザードマップの作成	市民に住んでいる地域の災害リスクを確認してもらうため、地震・洪水・土砂災害に関するハザードマップを作成し、災害に備え家具の転倒防止策等、家庭や地域での防災対策意識の向上を図ります。
学校教育課		
	地域で取り組む教育活動の推進	地域ボランティアの協力を得て、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進めます。また、社会体験を積極的に取り入れた総合的な学習時間の充実に努めます。
	世代間交流の推進	道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等を通し、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。
	相談支援体制の充実	養育環境が不安定な児童生徒に対し、ケース会議を必要に応じて開催し、学校、子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、適切に対応します。



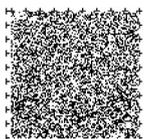
【基本施策2】 自殺防止対策を支える人材の育成

担当課	事業名	内 容
人事課		
	職員研修事業	職員のスキルアップ研修や接遇研修等を活用し、市民の自殺防止対策に対応できる人材の育成に努めます。
福祉課、敷島・双葉支所市民地域課		
	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員児童委員を対象に研修会を行い、市行政との連携を強化し、民生委員児童委員が活動しやすい環境の整備に努めます。また、民生委員児童委員の活動内容を市広報誌等で周知し、認知度の向上を図り、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の配慮を必要とする人たちへの見守り活動を支援します。
障がい者支援課		
	ひきこもり支援	ひきこもり支援が適切に行える人材を養成する「ひきこもり支援に携る人材の養成研修事業」や利用可能なひきこもりの相談窓口、居場所づくり等の「ひきこもりサポート事業」を実施します。

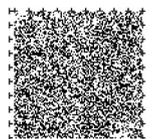


【基本施策3】 市民への啓発と周知

担当課	事業名	内 容
秘書課		
	広聴・広報の充実	「市長への手紙」制度等により、市民からのまちづくりについての意見や提言などを広く集め、市民の意見や動向を把握しながら市政へ反映させる取組を進めます。また、情報発信チャネルとしての広報誌、ウェブサイト、SNSを効果的に活用し、様々な年代や趣向に合わせ、市民が市政に関する情報を主体的に入手できるよう工夫し、わかりやすい市政情報の広報に努めます。
	くらしガイドブックの発行	市の行政サービスの各種情報や子育て、医療、防災情報等の暮らしに役立つ生活情報を掲載し、市民の利便性向上に努めます。
総務課		
	自殺予防週間・自殺対策強化月間の普及啓発	庁舎での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPRのため、自殺予防週間、自殺対策強化月間の際にのぼり旗やポスターを掲示します。
市民戸籍課		
	総合案内及び広告モニターでの自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	自殺予防週間、自殺対策強化月間に、総合案内へのチラシ設置や広告モニターでの情報発信を行います。
福祉課		
	地域福祉の推進	地域に住むすべての人が、福祉に対する理解や認識を高めるために、身近な地域社会における福祉意識の広報・啓発活動を推進します。
障がい者支援課		
	医療給付の周知	各種医療費助成制度については、障がい者手帳の交付時に窓口で説明するほか、広報誌やホームページで周知を図ります。
農林振興課		
	農林施設、農村交流施設での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	農林施設、農村交流施設での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPRを行います。
都市計画課		
	公園や緑地での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	市が管理する公園や緑地での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPRを行います。
上下水道工務課		
	水道事業施設での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	水道事業施設での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPRを行います。

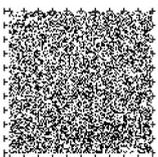


会計課	
指定金融機関等での自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、指定金融機関等においてリーフレットや啓発グッズを配布し、多くの住民に問題啓発を図り自殺防止に努めます。
議会事務局	
議会だより・議会中継・議会傍聴者へ自殺予防週間・自殺対策強化月間のPR	議会だより・議会中継・議会傍聴者へ自殺予防週間・自殺対策強化月間のPRを行います。

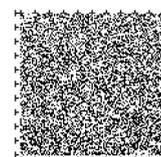


【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

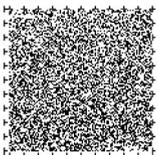
担当課	事業名	内 容
財政課		
	予算の編成、配当及び執行管理	計画的・効率的な行財政運営により、健全な市財政運営に努め、自殺防止対策に関する様々な事業について予算編成を協議します。
経営戦略課		
	市民バス運行事業	公共交通の空白地帯や不便地帯の解消、高齢者等の交通弱者に係る移動手段の確保等を目的に市民バスを運行し、通勤・通学・通院・買い物など日常生活の更なる利便性向上に努めます。
人事課		
	職員の健康管理業務	職員の健康診断の受診、メンタルヘルスを目的としたストレスチェックを実施し、体と心の健康管理に努めます。
スマートプロジェクト推進課		
	I C Tを活用した支援策情報の提供	(心身の不安や悩みなどに関する) デジタル技術を活用したW e b相談や行政手続のオンライン化について、庁内関係部署に情報提供や導入支援を行い、対象者のライフスタイルに応じた行政サービスの向上を推進します。
保険課		
	国民年金の加入手続	国民年金の申請手続にあたり、免除や減免を必要とする人には、その人の生活状況の把握に努め、把握したケースに応じて適切な相談先につなぐことができるよう留意します。
	特定健康診査・特定保健指導	生活習慣病が増加する中、市民の健康維持を推進するため、メタボリックシンドロームの早期発見を目的に特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上に努めます。
市民活動支援課		
	相談事業の充実	「DV、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の悩み」、「仕事や人間関係、心と体のこと等、ひとりで抱え込みがちな男性の悩み」など暮らしの中の様々な悩みの解決に向け、人権擁護委員や弁護士をはじめ専門家による市民相談、無料法律相談、消費生活相談、DV相談等の窓口を設置するとともに、関係機関との連携を行います。
	男女共同参画社会推進の取組	性別による生きづらさをなくすため、女性活躍推進を目指した審議会等への女性登用促進や、育休取得をはじめとした男性の家事参画の推進など、男女共同参画社会の推進に努めます。



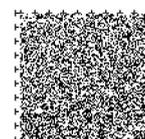
市民活動支援課（つづき）	
男女間のあらゆる暴力をなくす取組及びDV被害者支援体制の充実	デートDV防止リーフレットの配布等により暴力廃止に向けた啓発活動を実施します。また、専門員による専用電話相談窓口を設置するとともに、女性相談所や警察等関係機関への同行支援を行うなどDV被害者への支援体制の充実を図ります。
性の多様性理解増進の取組	パートナーシップ制度の周知やLGBTQ+理解に向けた啓発活動により性の多様性への理解増進を図り、当事者やその家族が生きやすい社会の推進に努めます。
市民活動支援課、障がい者支援課、長寿推進課、子育て支援課	
虐待・DVケースにおける発見支援	被虐待者、DV被害者に対して、申告時に本人の身の安全の確保とともに相談者チェックシートを用いて、状況のアセスメントを行います。また、虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議において情報を共有したり、警察等関係機関と連携します。
女性・子どもに対する暴力・虐待の予防と根絶	お互いの命や性の尊厳について考える教育の推進に努めます。気軽に相談できるように専門職員を配置するなど、相談窓口を設置し、専用電話による相談業務を行います。
環境課、敷島・双葉支所市民地域課	
良好な生活環境の整備	日常生活から発生する悪臭、騒音、野外焼却や不法投棄等の苦情相談に対し、迅速な対応や指導を行い、良好な生活環境の整備に努めます。
ごみの処理・資源のリサイクル	リサイクルステーション等の拠点回収について引き続き利用周知を図るとともに、適切な維持管理を行います。また、自治会や団体などが行う資源物回収運動に対し、支援を継続するとともに、強化について調査研究を進めます。
脱炭素社会推進課	
脱炭素社会の推進	近年、気候変動がメンタルヘルス（自殺を含む）に影響を及ぼす可能性について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）やWHO（世界保健機関）において指摘されていることから、地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた施策を推進することにより、市民のメンタルヘルス上のストレス軽減を図ります。



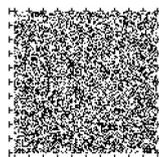
障がい者支援課、長寿推進課	
権利擁護制度の啓発と活用促進	判断能力が不十分なため財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、財産管理や身上監護等を支援する仕組みとして、成年後見等の権利擁護制度の周知・啓発を行うとともに、制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者本人及び家族等に内容の説明や利用に対する支援を行います。
ヘルプカード事業	障がいや高齢等を理由に支援を必要とする人が携帯することで、災害や緊急時、周囲の人に助けを求めやすくなるカードを配布し、普及を図ります。
障がい者支援課	
相談支援体制の充実	障がい者基幹相談支援センターの一層の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた相談員の配置、障がいのある人のニーズに応じた相談体制の充実を図ります。また、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者と連携を図り、相談体制の充実及び地域生活へ移行するための支援に努めます。
発達障がい者（児）への相談支援体制の充実	こころの発達総合支援センター、児童相談所や医療機関等と連携し、心身の発達の状態など障がいの状態に応じた専門相談支援の充実に努めます。
途切れのない支援の推進	保育園等の訪問、臨床心理士など専門員の派遣、児童福祉法や障がい者総合支援法による支援等を通じて、途切れのない支援を推進します。また、就学・就労や医療など、障がいの状態やライフステージに応じた必要な支援を提供するため、関係機関と連携強化を図ります。
日常生活用具等給付事業	在宅を主とした障がい者（児）または難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために用具の給付を行います。
補装具等給付事業	身体の障がいを補うための用具の購入・借受けまたは修理に要する費用を支給します。
社会参加促進事業	介助用自動車購入及び自動車改造費、自動車運転免許費、重度心身障がい者タクシー券、心身障がい者自動車燃料費等の助成を通して障がい者などの地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。



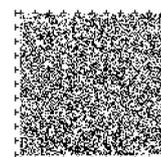
障がい者支援課（つづき）	
障がい者手当給付事業	特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、甲斐市心身障がい者（児）福祉手当の給付を通して、障がい者等の経済的な福祉の向上を図ります。
障がい者医療費助成事業	自立支援医療費（更正医療・育成医療・精神通院医療）、重度心身障がい者医療費等を通して、障がい者等の自立支援及び経済的な福祉の向上を図ります。
障がい者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	障がい者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、訪問系、日中活動系、地域相談支援、居住系等サービス並びに児童福祉法に基づく障がい児通所支援等のサービスを通して、障がい者等を対象とした地域福祉の増進を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人と意思疎通を図る必要がある時、手話通訳者または要約筆記者・奉仕員を派遣し、聴覚障がい者等との意思疎通を円滑にします。
日常生活支援サービス等事業	移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、通所施設利用者食費負担額助成、在宅重度身体障がい者住宅改修費及び居室整備費助成等を通して、障がい者などの地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
健やかサポート事業	障がい者（児）等とその家族へライフステージにおける縦断的な支援を趣旨とし、情報を共有したネットワークの構築を図れるよう、健やか会議を開催します。また、保育士等が児童の行動特性等から保育上の悩み・対応方法に疑問が生じた際、児童が集団生活において適応し、自立を促せるよう専門職による助言・指導を実施します。



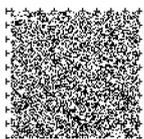
子育て支援課	
子育て相談事業	児童館や子育てひろばで、子育て相談を実施します。
地域子育て支援拠点事業	育児不安等への相談、指導、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の応援を依頼したい人と、育児を応援できる人が会員として登録し、一時的な預かり等の相互援助を行います。
保育園・幼稚園等の充実	多様な利用ニーズに対応するため、私立幼稚園から認定子ども園への移行支援や、保育園の整備・運営に取り組みます。
延長保育事業	保護者の就労等により、児童が通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合、保育園で児童を預かります。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、一時預かりによる保育を実施します。
病児保育事業	病児について、保育園に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。
子ども家庭総合支援拠点事業	関係機関が連携して、児童虐待等の早期発見、対応に努めます。必要に応じ要保護児童対策協議会等を開催します。
母子生活支援施設 入所措置事業	生活・住宅・就労等に問題を抱えている母と児童を施設に保護し、自立促進のための生活支援を行います。
母子父子家庭の 自立支援の推進	母子父子自立支援員を兼務する家庭相談員等が、母親・父親の自立に向けて指導、助言を行います。
医療費助成事業	こども医療費、ひとり親家庭医療費の助成制度に基づき、医療費の一部助成を行います。
健康増進課	
休日夜間急患体制事業	休日・夜間における救急医療体制を確保し、休日・夜間の急患時に安心して医療が受けられる体制を整備します。
健康教育事業	生活習慣病の予防や健康づくりの実践に向けて、保健福祉センターや公民館等において健康教室を実施し、正しい知識の普及を図ります。
健康相談事業	心身の健康に関する個別の相談に対し、保健師や管理栄養士が相談や助言、指導を行います。
家庭訪問指導	心身の健康に関して、必要に応じて保健師や管理栄養士などが家庭訪問を行い、相談や助言、指導を行います。
精神保健事業	精神保健に関する相談や関係機関との連携、継続的な支援を行います。
総合健診（特定健診・がん検診）及び人間ドック	市民を対象とした健康診査を実施し、健康の維持、病気の予防・早期発見に努めます。



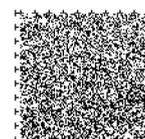
健康増進課（つづき）	
健診結果説明会	健康診査の結果に基づいたきめ細やかな保健指導を行うとともに、健康への意識啓発を図ります。
甲斐市版ネウボラ事業の推進	甲斐市子育て世代包括支援センターを拠点に、甲斐市版ネウボラ事業推進協議会において協議・連携しながら、安心して子育てができるよう切れ目ない支援の充実を図ります。
母子健康手帳・父子健康手帳発行及び妊婦相談	妊娠届時に母子健康手帳及び父子健康手帳を交付するとともに、心身の健康状況などについて保健師が妊婦と面接・相談を行い、その後の切れ目ない子育て支援につなげていきます。
マタニティクラス・ママパパクラス	妊娠・出産及び産後の育児についての知識を学び、参加者同士の情報交換や交流の場として、妊娠中や育児などの不安が軽減できる教室を開催します。
妊婦一般健康診査事業	妊娠中の健康管理と安心・安全な出産のために、妊婦一般健康診査に要する費用を助成します。
産婦健康診査費助成事業	産後のうつ予防や新生児への虐待予防、育児不安を軽減するため、産後2週間及び産後1か月頃に産婦健康診査を実施し、健診に要する費用の一部を助成します。
新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚異常の早期発見及び早期療養につなげるため、聴覚検査を実施し、検査に要する費用の一部を助成します。
乳児一般健康診査事業	乳児の病気や異常、発育発達での問題等を早期に発見し、早期治療・早期療育につなげられるよう健康診査を指定医療機関で受診し、健診に要する費用を助成します。
乳児家庭全戸訪問事業	保健師・助産師による新生児・乳幼児・産婦への家庭訪問を実施し、子どもが健やかに成長するための指導・相談・育児支援等を行うとともに、産後うつ等の早期発見にも努めます。
日帰り型産後ケア事業	生後1か月半の乳児とその母親に、産後の育児不安や負担感の軽減、母親のメンタルヘルスの安定、母親同士の交流を図る場として「にこにこママルーム」を開催します。また、臨床心理士や助産師による個別相談を必要とする母親に対し、予約制の子育て相談室を開催します。
宿泊型産後ケア事業	育児不安などを有する産後4か月までの母親とその乳児が、宿泊しながら母体のケアや育児相談、育児手技の指導を受ける産後ケア事業の利用料の一部を助成します。
産後応援ヘルパー派遣事業	産後うつや体調不良のため家事や育児が困難な家庭等にホームヘルパーを派遣し、母親の身体的・精神的負担の軽減や、育児支援を行います。



健康増進課（つづき）	
乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の身体・精神面の成長発達や育児状況の確認、病気の早期発見等を行うため、4か月児・1歳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児の健康診査・健康相談を実施します。
心理・発達相談（ほのぼのルーム）	日々の健康相談や育児相談、訪問、健診等で、子どもの発達や親子関係、子どもへの接し方等について気になっている母親や家族に対し、臨床心理士が個別に相談・指導を行い、必要により関係機関につなげます。
不妊治療費助成事業	不妊で悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療を行っている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。
定期予防接種事業	感染症の罹患や感染の蔓延予防のため、定期予防接種を実施します。
建設課	
市営住宅の維持・管理	老朽化が進む市営住宅について、市住宅マスタープラン及び市営住宅長寿命化計画に基づき、社会情勢を踏まえた中で、適切な管理戸数の検討を行い、計画的な整備を行います。 市営住宅の整備の際には、高齢者や子育て世帯に配慮した住宅となるよう努めます。
防災危機管理課	
交通安全対策推進事業	子どもや高齢者等の交通弱者に重点をおいた交通安全指導を推進し、カーブミラー等の交通安全施設整備の充実を進めて交通事故防止を図ります。
青色防犯パトロール事業	市内の犯罪抑止を目的に、青色防犯パトロールカーによるパトロールを実施し、児童等の安全確保や路上犯罪、侵入犯罪等の抑止に努めます。
防犯対策推進事業	電話詐欺、悪質な訪問販売等が市内で発生した場合、市民への情報提供として防災無線を活用し、注意喚起を促します。
教育総務課	
スクールカウンセラー設置事業	県のスクールカウンセラー設置事業を活用し、不登校・いじめの未然防止や改善及び解決を図ります。

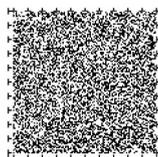


学校教育課	
教育相談	児童生徒のストレスを和らげることのできる人材を配置し、悩み、不安、ストレス等の解消を図るため、不登校並びにその傾向を示す児童生徒や保護者に対して指導監、指導主事、担任、養護教諭との連携を行います。また、市の適応指導教室や市及び県等関係機関の電話相談事業等の周知を行い、心のケアを図ります。
生涯学習文化課	
公民館の利用促進	公民館の利用を促進するとともに、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供することにより、生きがいをづくりに努めます。
スポーツ振興課	
生涯スポーツの振興	市民が健康で豊かに生活をするために、スポーツ推進委員や地域スポーツ普及員と連携し、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツとして、ラジオ体操や軽スポーツの普及に努めます。
スポーツ少年団の育成	研修会、交流会、環境美化活動など、スポーツ少年団の活動を通じ健全育成に努めます。
図書館	
図書館利用者サービスの充実	「甲斐市図書館情報ネットワーク」を充実させ、資料の有効利用と予約サービスを一層進めるとともに、予測される高度情報化社会への対応や、高齢化社会への対応など市民ニーズに応えられるサービスに努めます。
文化活動の場としての図書館事業の充実	すべての市民が利用できる施設として、社会情勢や市民ニーズに応える図書館事業を開催し、自主的な学習の場を提供します。



【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応

担当課	事業名	内 容
教育総務課		
	学校評価事業	学校評価システムを継続し、自己評価及び学校関係者評価等を充実させ、学校運営の充実を図ります。
	優れた人材の確保と教職員の適正配置	市立学校の管理者である市教育委員会が、県教育委員会に対し「優れた人材の確保と教職員の適正配置」を要請し、市の教育振興基本計画である「創甲斐教育」の推進を図ります。
学校教育課		
	教育委員会による教職員等の研修	市教育委員会による特別支援教育・不登校支援等の研修の機会を充実させ、教職員の指導力、能力の向上を図ります。
	特別支援教育の充実	年間を通じた就学相談及び個別の指導計画を活用して指導の充実を図ります。また、巡回指導を通して、学校教育の指導の充実に努めます。
	適応指導教室	不登校状態にある児童生徒が、自主性やよりよい関係を作っていく意欲をはぐくみ、自立に向けての力を蓄えられるようにするため、組織的・計画的・継続的に、教育相談や集団に馴染む力を培うための指導等を行います。
	学校保健委員会の充実	教職員やPTA役員、学校医等を委員とした学校保健委員会を設置し、外部の専門家の協力を得る中で、心身の健康に関する研修を行います。
	道徳教育の充実	全小中学校の道徳の授業で、生命尊重や自己理解のこころを養う授業を実施します。
	命の尊さ・命の教育	児童生徒が生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することができるようになるために、道徳や人権教育、性教育、理科「生命の誕生」など、発達段階に応じて計画的な教育を行います。
	長期休み明けの心のケアの充実	各学校で長期休み明け等の児童生徒の心のケアの充実を図ります。
	情報教育事業の推進	児童生徒を対象に、インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等の情報モラル教育を推進します。
生涯学習文化課		
	青少年教育事業研修会推進事業	市立の各小中学校において、青少年教育事業として「いのちの学習」など、かけがえのない命を大切にすると心と体づくりを目指し、開催した研修会へ補助金を交付します。
	青少年健全育成事業	青少年活動の活性化を図り、指導者及びジュニアリーダーの育成に努めます。また、青少年の健全育成を図るため、甲斐市青少年総合対策本部を構成する各種団体の連携を推進するとともに、社会環境調査等による環境浄化の啓発、教育相談の充実に努めます。

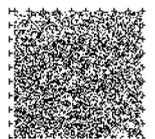
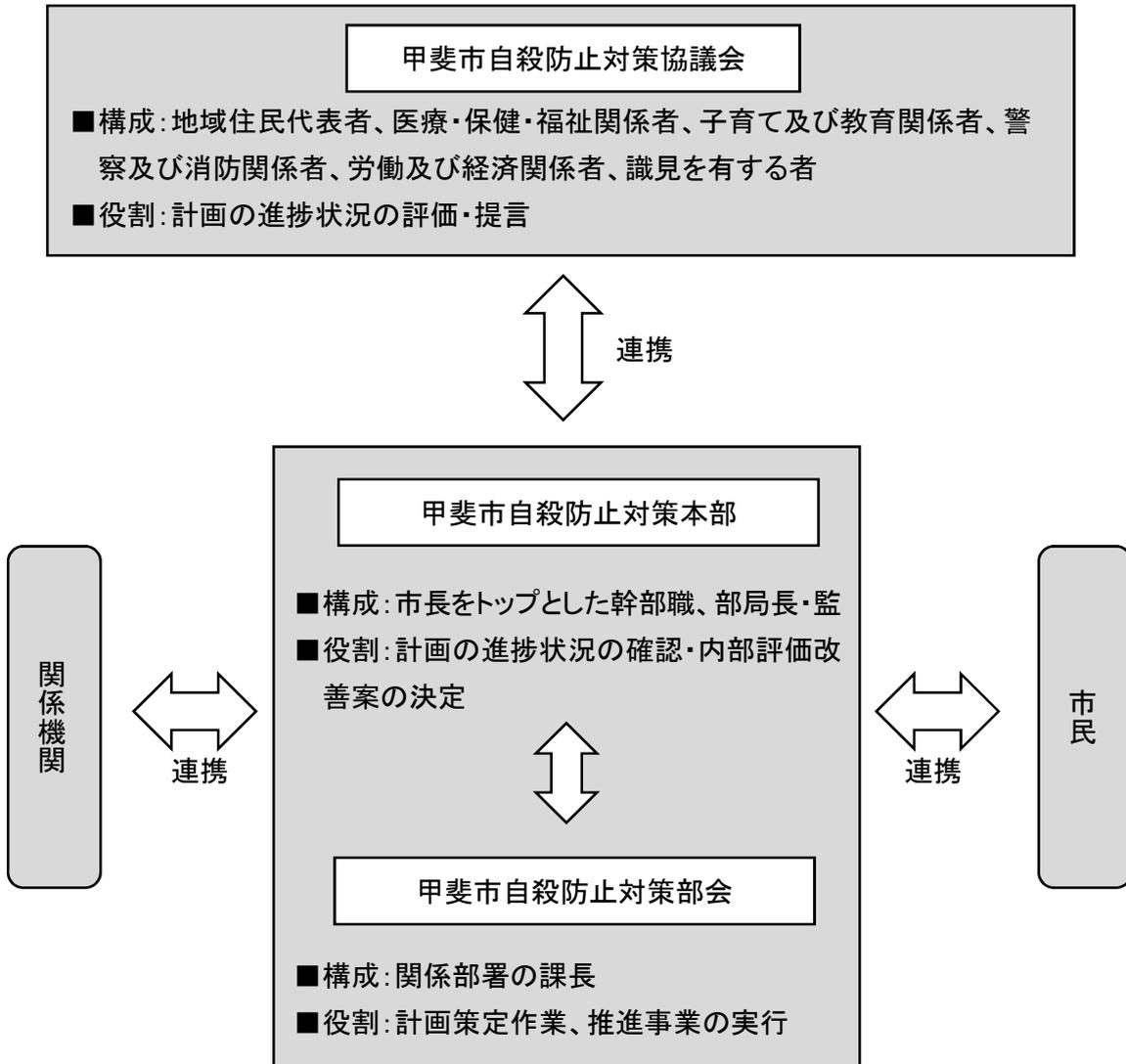


第4章 自殺防止対策の推進体制

1 推進体制

自殺防止対策は、策定した計画に沿った取組を確実に行うことで効果を挙げるができます。計画を着実に推進するために、市長を責任者とした「甲斐市自殺防止対策本部」を主体とし、全庁的に取り組んでいきます。

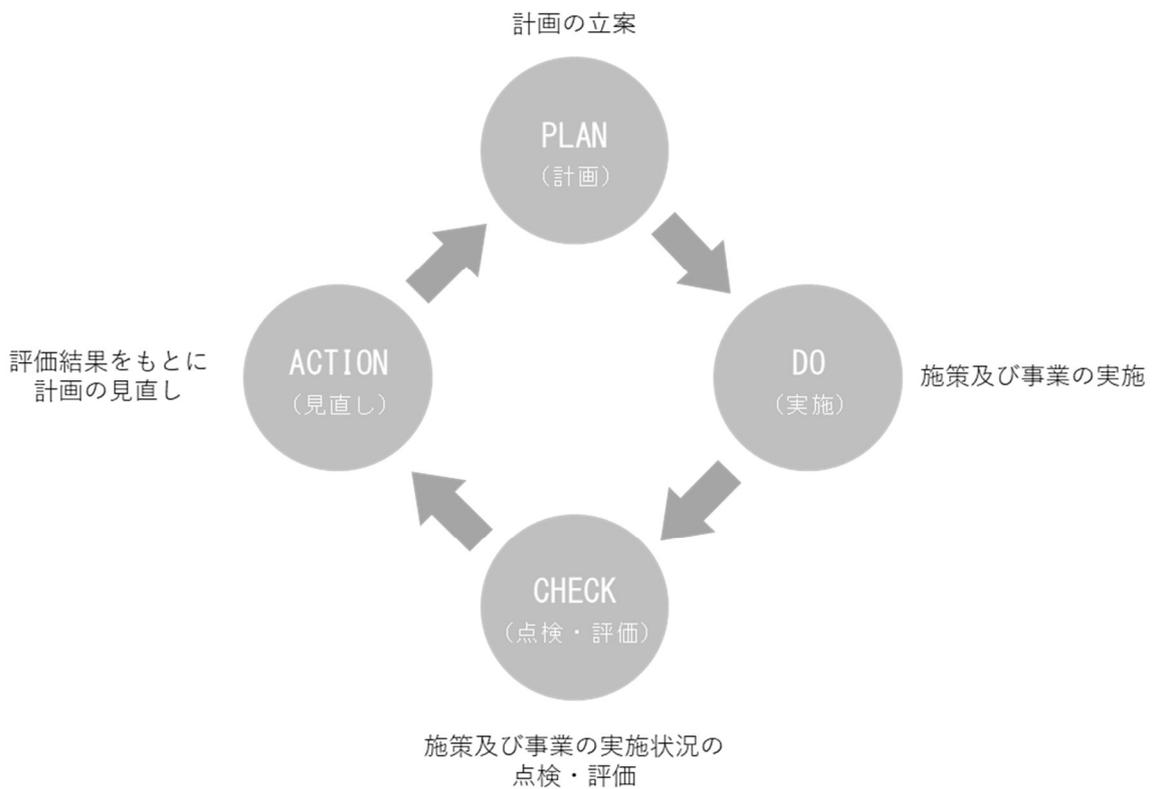
また、各施策の進捗状況については、「甲斐市自殺防止対策協議会」が中心となり、毎年あるいは適時適切に評価・提言を行います。



2 計画の進捗管理と関連計画等との連携

(1) 計画の進捗管理

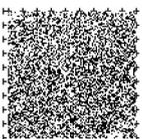
本計画では、目標達成を着実なものとするよう、PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（点検・評価）→ACTION（見直し）サイクルを回して効率的な事業の実施につなげます。第3章で位置づけた各施策の評価指標について確認するとともに、毎年度取組の実施状況の把握に努めます（経過の評価）。



(2) 関連する計画及び関係機関等との連携

庁内の関係部署で構成する「甲斐市自殺防止対策本部」で点検・評価を行った後、市民・関係団体等で構成する「甲斐市自殺防止対策協議会」により、関係者や専門的な立場からの評価を受けるものとします。

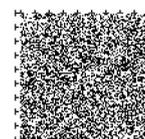
また、「甲斐市地域福祉計画」のほか、関連する他の計画と連携しながら、計画を推進します。



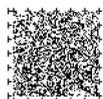
第5章 資料編

1 甲斐市自殺防止対策計画策定経過

実施年月日	策定経過
令和5年 4月28日	部長会議 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画の策定について
5月16日	厚生環境常任委員会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画の策定について
5月24日	第1回甲斐市自殺防止対策本部 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画の策定について
5月30日	第1回甲斐市自殺防止対策協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画の策定について
6月29日	第1回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画の策定について
7月27日	第2回甲斐市自殺防止対策本部 ・自殺防止対策に関する市民意識調査の実施について
8月3日	厚生環境常任委員会 ・自殺防止対策に関する市民意識調査の実施について
8月4日	第1回甲斐市自殺防止対策部会 ・計画における施策・取り組み状況の評価及び次期計画の取組について
8月16日	自殺防止対策に関する市民意識調査の実施 (8/16～9/6)
9月28日	第3回甲斐市自殺防止対策本部 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画策定について (第1章～第2章)
10月6日	第2回甲斐市自殺防止対策部会 ・計画における施策・取組状況の評価の確認について
10月17日	第2回甲斐市自殺防止対策協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画策定について (第1章～第2章)
11月8日	第2回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画 (原案) の中間報告について
11月28日	第4回甲斐市自殺防止対策本部 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画 (原案) について (第3章～第4章)
12月1日	第3回甲斐市自殺防止対策部会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画 (原案) の内容確認について
12月12日	第3回甲斐市自殺防止対策協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画 (原案) について (第3章～第4章)
12月20日	第3回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画 (素案) について



実施年月日	策定経過
12月26日	第5回甲斐市自殺防止対策本部 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）について
令和6年 1月12日	厚生環境常任委員会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）について
1月13日	パブリックコメントの実施（2月6日まで）
2月13日	第4回甲斐市自殺防止対策部会 ・甲斐市第2期自殺防止対策計画（案）について
2月14日	厚生環境常任委員会 ・パブリックコメントの実施結果について
2月20日	第4回甲斐市自殺防止対策協議会 ・パブリックコメントの実施結果について
2月22日	第6回甲斐市自殺防止対策本部 ・パブリックコメントの実施結果について ・計画の決定
	第4回甲斐市保健福祉推進協議会 ・パブリックコメントの実施結果について
3月4日	計画の決定（市長決裁） 計画書の印刷
3月下旬	計画書の公表



2 計画策定に係る条例

甲斐市自殺防止対策協議会設置条例

令和4年3月8日

条例第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、本市の自殺を防止するための施策(以下「自殺防止対策」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として甲斐市自殺防止対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策に係る計画の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 自殺防止対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) その他自殺防止対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 医療、保健及び福祉関係者
- (3) 子育て及び教育関係者
- (4) 警察及び消防関係者
- (5) 労働及び経済関係者
- (6) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

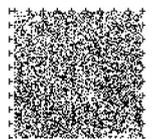
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として出席することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

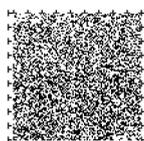
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱等を廃止する訓令(令和4年甲斐市訓令第6号)により廃止された甲斐市自殺防止対策協議会設置要綱(平成30年甲斐市訓令第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。



3 計画策定に係る要綱

甲斐市自殺防止対策本部設置要綱

平成30年3月29日
訓令第10号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、本市の自殺を防止するための施策(以下「自殺防止対策」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、甲斐市自殺防止対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 自殺防止対策における庁内及び関係機関との連携強化に関すること。
- (3) その他自殺防止対策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長又は局長の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部における事務を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部会)

第6条 自殺防止対策の円滑な推進を図るため、本部に部会を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び委員は、課長又は係長の職にある者のうちから本部長が任命した者をもって充てる。

(部会の運営)

第7条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部及び部会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

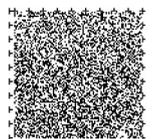
第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。



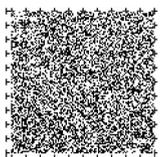
4 甲斐市自殺防止対策協議会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

選出区分	役職	氏名	所属団体等
地域住民代表 6人		しおざわ まさゆき 塩沢 正行	甲斐市自治会連合会会長
		あなみず つよし 穴水 剛	甲斐市自治会連合会副会長
		もぎ まさかつ 茂木 政勝	甲斐市自治会連合会副会長
	副会長	なかむら ちよくめい 中村 直明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
		ひはら ただし 日原 正	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
		こしいし さとる 輿石 悟	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
医療、保健及び福祉関係者 5人		おおはし まさとし 大橋 昌資	響ストレスケア ～こころとからだの診療所院長
		つがね えいじ 津金 永二	山梨県中北保健所長
		しだ ひろかず 志田 博和	山梨県立精神保健福祉センター所長
	会長	しんどう かずのり 進藤 一徳	甲斐市社会福祉協議会会長
		いぬま しゅうじ 飯沼 秀司	甲斐市福祉部長
子育て及び教育関係者 4人		おの こうき 小野 康樹	山梨県中央児童相談所 主事
		かねこ はつお 金子 初男※1	教育長職務代理者
		なかごみ まさし 中込 正久※2	
		のもと しんじ 野本 眞二	甲斐市立竜王中学校長
	とざわ ふみか 戸澤 文香	甲斐市子育て健康部長	
警察及び消防関係者 3人		しみず たかひろ 清水 高博	山梨県甲斐警察署長
		あしざわ たけし 芦沢 岳	甲府地区広域行政事務組合西消防署長
		ふじもり あきら 藤森 明	峡北広域行政事務組合葦崎消防署長
労働及び経済関係者 2人		なかむら みきお 中村 己喜雄	甲斐市商工会会長
		おざわ さとえ 小沢 里枝	甲府公共職業安定所 職業相談第2部門総括職業指導官
識見を有する者 1人		たかべ ひろし 高部 裕史	あおば法律事務所

(敬称略)

※1：任期は令和5年11月2日で。 ※2：任期は令和5年11月3日から。



5 相談先一覧

様々な悩みや苦しみを抱えているときは、一人で悩まず、誰かに相談しましょう。相談することで自分にはない視点からアドバイスがもらえたり、気持ちが楽になったり、悩みなどが解決できるかもしれません。

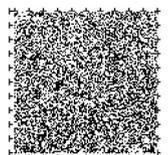
それぞれの内容に応じた窓口へ、まずは相談してみませんか。

【電話で相談】

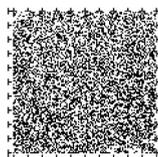
まずは電話で相談してみてください。面談による相談を受け付けてくれる所もあります。

※受付時間の平日表記は土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

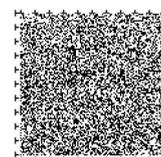
相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間	
心と体	精神保健福祉センター	055-254-8644	平日 8:30～17:15	
	自殺防止センター	055-254-8651	平日 8:30～17:15 (面接予約専用ダイヤル)	
	ストレスダイヤル	055-254-8700	平日 9:00～12:00/ 13:00～16:00 (夜間)木 16:00～19:00	
	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	365日24時間対応 (平日12:00～13:00を除く)	
	山梨県ひきこもり相談窓口	055-254-7231	平日 9:00～12:00 13:00～16:00	
	山梨いのちの電話	055-221-4343	火～土 16:00～22:00	
	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間対応 ※詳細はHP確認	
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応	
	心と体の悩み	甲斐市健康増進課	055-278-1694	平日 8:30～17:15
		中北保健福祉事務所	0551-23-3448	平日 8:30～17:15
難病	山梨県難病相談支援センター	055-244-5260 055-244-5261	平日 9:00～16:00	
がん	山梨県立中央病院 がん相談支援センター	055-253-7111 (内線1214)	平日 8:30～17:00	
	山梨大学医学部附属病院 がん相談支援センター	055-273-8093	平日 9:00～17:00	
	山梨県がん患者サポートセンター	055-227-8740	平日 9:00～17:00	
高齢者	甲斐市地域包括支援センター (甲斐市長寿推進課内)	055-278-1689	平日 8:30～17:15	
	甲斐市社協 在宅介護支援センター	080-6736-2580	24時間対応	
	めぐみ荘在宅介護支援センター	055-278-0881	24時間対応	
	在宅介護支援センター敷島荘	055-277-8818	24時間対応	
	双葉在宅介護支援センター	0551-28-5545	24時間対応	
	山梨県認知症コールセンター	055-254-7711	平日 13:00～17:00	



相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
女性	女性の悩み・配偶者等による暴力	女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	055-254-8635	平日 9:00~20:00
		男女共同参画推進センター (びゅあ総合) (配偶者暴力相談支援センター)	055-237-7830	毎日 9:00~17:00 (第2・4月曜日と 年末年始を除く)
	セクハラやDVなど	女性の人権ホットライン (甲府地方法務局)	0570-070-810	平日 8:30~17:15 (全国共通ナビダイヤル)
	産前・産後、育児の不安や悩み	子育て世代包括支援センター (甲斐市健康増進課内)	055-278-1694	平日 8:30~17:15
		産前産後電話相談	055-269-8110	24時間対応
子ども・若者	子育ての悩み	子育て相談 (敷島子育てひろば)	055-277-1260	火~土 9:00~18:00 (祝日と年末年始を除く)
		子育て相談総合窓口かるがも (山梨県生涯学習課)	055-228-4152	平日 9:00~16:30 土・日・祝日 9:00~15:30 (第2・4月曜日と 年末年始を除く)
	子ども(18歳未満)の悩み	子ども家庭総合支援拠点 (甲斐市子育て支援課)	055-278-1692	平日 9:00~17:00
		中央児童相談所	055-288-1561	平日 8:30~17:15
		こどもの人権110番 (甲府地方法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15 (全国共通フリーダイヤル)
		チャイルドライン (18歳以下の子ども専用)	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 (年末年始を除く)
	いじめ・不登校	甲斐市学校教育課	055-278-1696	平日 8:30~17:15
		心のホットライン (甲斐市生涯学習文化課)	055-278-2039	平日 9:00~17:00 (祝日と年末年始を除く)
		教育相談電話 (甲斐市生涯学習文化課) (竜王地区) (敷島地区) (双葉地区)	055-276-7521 055-277-1400 0551-28-7681	火~金 9:30~16:30 (祝日と年末年始を除く)
		いじめ・不登校ホットライン (山梨県総合教育センター)	0120-0-78310	24時間対応
		教育相談 (山梨県総合教育センター)	055-263-3711	平日 9:00~17:00
		非行等少年問題の悩み	ヤングテレホンコーナー (山梨県警察本部)	0120-31-7867
	若者の就労	やまなし若者サポートステーション	055-244-3033	平日 9:00~18:00 (祝日と年末年始を除く)



相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
障がい者	障がい者と 家族の悩み	甲斐市障がい者支援課	055-267-7287	平日 8:30~17:15
		甲斐市障がい者基幹相談支援 センター	055-267-7010	平日 8:30~17:15
		障害者 110 番 (山梨県障害者福祉協会)	055-254-6266	火~土 9:00~16:00 (時間外は留守番電話対応)
	障がい者虐待 に関する相談	山梨県障害者権利擁護センター	055-225-3733	24 時間対応
経営者	経営や倒産危 機に関する悩 み	甲斐市商工会	055-276-2385	平日 8:30~12:00/ 13:00~17:15
		やまなし産業支援機構	055-243-1888	平日 8:30~17:15
		山梨県よろず支援拠点	055-288-8400	平日 8:30~17:15
		山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215	平日 8:30~17:15
経営者・ 労働者	労働者のメン タルヘルス対 策全般	山梨産業保健総合支援センター	055-220-7020	平日 9:00~17:00
	労働者のメン タル相談	中北地域産業保健センター	055-220-7020	平日 9:00~17:00
	メンタルヘル ス対策を含め た事業所の安 全衛生管理	山梨労働局 労働基準部健康安全課	055-225-2855	平日 8:30~17:15
		甲府労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	055-224-5620	平日 8:30~17:15
労働者	職場内のいじ め、嫌がらせ、 労働条件等	山梨労働局 (総合労働相談コーナー)	055-225-2851	平日 8:30~17:15
		甲府労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)	055-224-5620	平日 8:30~17:15
		中小企業労働相談所 (山梨県県民生活センター内)	055-223-1471	平日 8:30~17:00
お金	消費者トラブ ル	甲斐市消費生活センター (甲斐市市民活動支援課内)	055-276-5002	平日 9:00~16:00
		山梨県県民生活センター	055-235-8455	平日 8:30~17:00
法律	法的トラブル	無料法律相談(予約制) (甲斐市市民活動支援課)	055-278-1704	平日 8:30~17:15 (問い合わせ)
		法テラス山梨	0570-078-326	平日 9:00~17:00
		法テラスサポートダイヤル	0570-078-374	平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00
		山梨県弁護士会 法律相談センター	055-235-7202	平日 9:30~17:00 (要予約 有料の場合有り)
		山梨県司法書士会 総合相談センター	055-253-2376	平日 9:00~17:00
人権	いじめ・体罰・ 差別等	みんなの人権 110 番 (甲府地方法務局)	0570-003-110	平日 8:30~17:15 (全国共通ナビダイヤル)
性的被害	性暴力被害の 相談	かいさぼもこ(やまなし性暴力被 害者サポートセンター)	#8891 055-222-5562	平日 9:00~17:00 (祝日と年末年始を除く)



	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪・生活の安全	犯罪被害者等総合支援	山梨県犯罪被害者等総合支援窓口	055-223-4180	平日 8:30~17:15
	犯罪被害者(悪質交通事件含)支援	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	平日 10:00~16:00 (祝日と年末年始を除く)
	警察安全相談	警察本部総合相談室	#9110 または 055-233-9110	24 時間対応
		性犯罪被害相談電話	#8103 または 055-224-5110	
	甲斐警察署	0551-20-0110		

【SNSで相談】

様々な悩みや苦しみを抱えている人の中には、電話や対面でのコミュニケーションが苦手で、「誰かに相談や支援を求めることができない」という人もいます。

厚生労働省では、スマートフォンの普及とともに利用が増加しているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した新たな相談事業を行っています。

スマートフォンやパソコンを利用してインターネットで「厚生労働省 SNS相談」と入力し、検索することで相談先情報が確認できます。また、「支援情報検索サイト」と入力し、検索すると相談窓口情報等を悩み別に探すことができます。

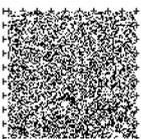
様々な問題で悩んでいるのに「声に出して、誰かに相談できない」、「相談したいけど、勇気がない」という人は、SNSで相談してみてください。また、悩みを抱えた人を心配している家族や友人など、周囲の人も支援情報を検索して最適な相談窓口を、その人に紹介してあげてください。

- ・LINE、X（旧ツイッター）、チャット等のSNSで相談ができます。

厚生労働省 SNS相談	検索
-------------	----

- ・電話、メール、SNS等、様々な方法や悩み別の相談窓口を紹介しているサイトです。

支援情報検索サイト	検索
-----------	----





甲斐市第2期自殺防止対策計画

いのち支える甲斐市
～ひとが、まちが、やさしさが～

発行日 令和6年3月

発行 甲斐市福祉部障がい者支援課

〒400-0192 甲斐市篠原2610番地

TEL 055-267-7287 FAX 055-276-2113

